



JA北海道信連の現況 2014



はばたく大地 北海道には、
たくさんの笑顔が咲いている

JA北海道信連は、
食料生産基地「北海道」の農業を支えるとともに
農業者、消費者など「お客さま」にとって、
たいせつなパートナー、
身近な金融機関として、
これからもお客さまと一緒に
歩み続けていきます。

CONTENTS

JA北海道信連	
ごあいさつ	1
JA北海道信連の基本姿勢	2
JAグループ	
JAグループ	3
JAバンクシステムについて	4
事業内容	
食料生産基地としての北海道	6
当会事業のあらまし	7
経営環境と業績	8
自己資本の状況	10
不良債権の状況	11
リスク管理の態勢	
リスクマネジメントについて	14
コンプライアンスについて	16
個人情報保護の取り組みについて	21
社会的責任と地域貢献活動	
社会的責任と地域貢献活動	24
商品サービスのご案内	
業務のご案内	34
商品のご案内	36
各種手数料一覧	38
組織・ネットワーク	
組織と機構	40
ネットワーク	41
沿革	42
資料編 I	
経営状況等	44
資料編 II	
自己資本の充実の状況等	86
役員等の報酬体系	116
索引	
索引	119

※本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成した、ディスクロージャー資料です。
金額は原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



経営管理委員会会長
長谷川幸男



代表理事理事長
牧野 勇

ごあいさつ

皆さまには、平素よりJA北海道信連をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会は昭和23年設立以来、北海道農業の発展と農家経済の向上はもとより、地域社会の繁栄に役立つ金融機関を目指し、JAグループの一員として、会員JAと共に皆さまの信頼とニーズにお応えしてまいりました。

昨年、当会として第11次中期経営計画「Double One Project～地域ナンバーワンバンク、農業オンリーワンバンクを目指して～」(平成25～27年度)を策定いたしました。

今年度は2年目として、その計画の着実な実践により、組合員・地域利用者の満足度向上へ向けた農業とくらしを支える仕組みを構築し、JAバンクの農業専門金融機関としての盤石な基盤を確立するため、全役職員が一丸となって取り組んでまいりますので、今後一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

「JA北海道信連の現況2014」は当会の経営方針、業務内容、最近の業績等についてご紹介するために作成したものであります。

皆さまの当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いです。

平成26年7月

経営管理委員会会長 長谷川幸男
代表理事理事長 牧野 勇

JA北海道信連の基本姿勢

JA北海道信連は、
「一人は万人のために、万人は一人のために」の精神に基づき、
会員・組合員そして地域の皆さまの金融サポーターです。

経営理念

当会は協同組合組織の農業専門金融機関として、会員JAとその構成員である農業者の経営と生活の向上を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与いたします。

また、地域金融機関として、組合員等利用者のニーズに対してJAと一体となって金融サービスを提供することにより、農業およびその関連産業の振興、地域社会の活性化に貢献いたします。

経営方針

当会は昭和23年設立以来、JAと共に「北海道農業の発展と地域経済への貢献」をモットーに、次の事項を基本として事業運営を行っております。

1. 農家組合員の経営と生活の向上および食料生産基地「北海道」の生産基盤充実への寄与
2. JA信用事業機能強化に向けての支援
3. 地域社会の発展に寄与する農業関連産業・北海道経済を担う企業へのサービスの提供

経営計画

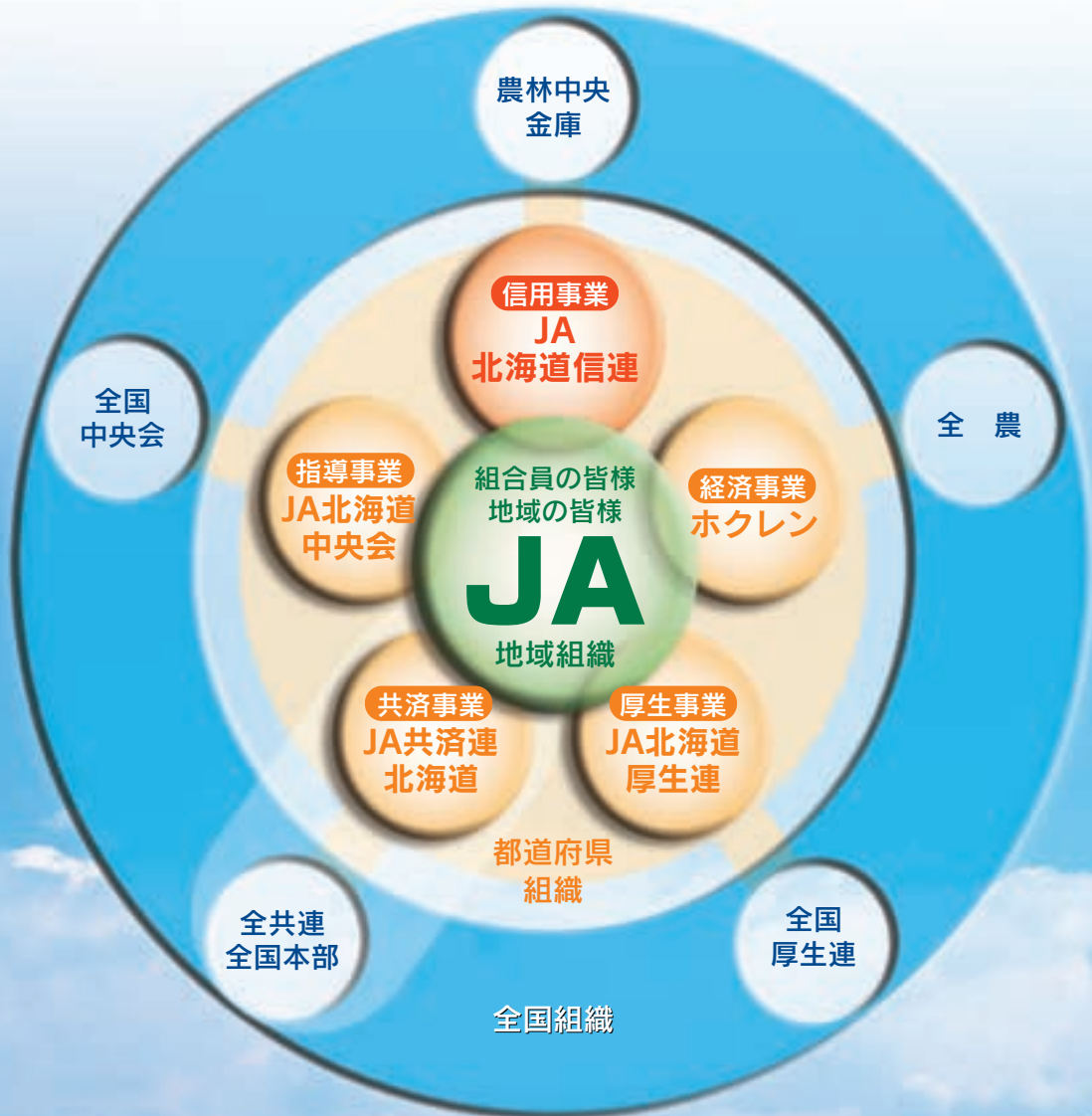
当会は中期経営計画「Double One Project～地域ナンバーワンバンク、農業オンリーワンバンクを目指して～」(平成25～27年度)を樹立し、組合員の経営と生活の向上に資することを究極的使命とし、会員への利益貢献のため、以下の4項目を柱に取り組みでまいります。

1. 組合員・地域利用者の満足度向上へ向けた金融機能強化による農業とくらしを支えるJAバンクの磐石な基盤を確立します。
2. 総合経営にふさわしいJA経営態勢の確立と健全性向上への実践支援の強化に取り組みます。
3. 会員への安定還元に向けて収益力の強化に取り組むとともに、当会財務基盤の再構築に取り組みます。
4. 事業機能発揮のため、経営管理態勢の更なる強化に取り組みます。



JAグループ

JAグループは、信用事業・経済事業・厚生事業・共済事業・指導事業など
皆さまの暮らしに直結したさまざまな事業を通して、グループの総力をあげて
地域社会への貢献に努めています。



JAグループ北海道 協同活動でつくる 持続可能な農業と豊かな地域社会

持続可能な北海道農業の実現

- ・ 持続可能な北海道農業の実現に向けた運動を展開する。
- ・ 農業を担う多様な担い手の確保・育成と営農支援機能を強化する。
- ・ 農業者が意欲をもって農業生産に取り組めるよう農業所得を拡大する。
- ・ 消費者との信頼にもとづく食の安全・安心対策の実施と環境に配慮した農業を実践する。

「次代を担う協同」の実践

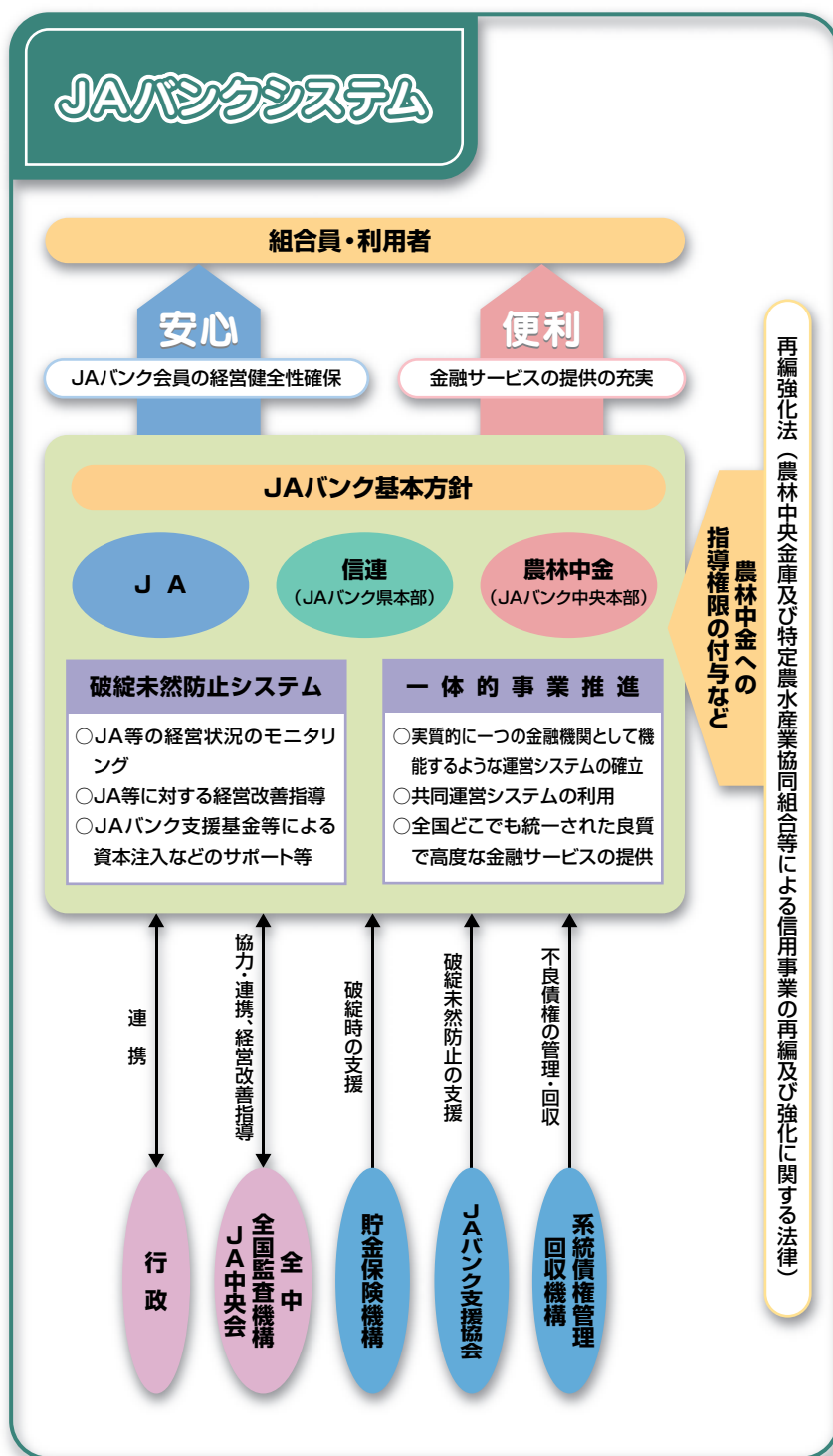
- ・ 地域に即したJA組織基盤強化対策を実践する。
- ・ 高い満足度を得られるサービスの提供とJAへの結集によりJA事業の競争力を強化する。
- ・ 総合経営にふさわしいJA経営態勢の確立と健全性の向上を図る。
- ・ 協同活動を担う人づくりを実践する。
- ・ 国民理解の醸成等に向けた広報活動を実践する。

お届けするJAバンクの皆さまに「安心」と「便利」を

JAバンクシステムについて

JAバンクは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称であり、組合員・利用者の皆さまに便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員総意のもと「JAバンクシステム」を運営しております。

「JAバンクシステム」は、①JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、②スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つを柱としています。



❖ JAバンクの「安心」

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。これにより、組合員・利用者の皆さまに、より一層の安心をお届けしております。

JAバンク・セーフティーネットのイメージ

**破綻未然
防止システム**
破綻未然防止のための
JAバンク独自の制度



貯金保険制度
貯金者等保護のための
公的な制度

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、①個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、③全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

JA・信連・農林中金等が加入している、貯金者等保護のための公的な制度です。万が一、JAが経営破綻し貯金等の払戻しができなくなった場合などに、JAなどから徴収された保険料を原資に、貯金等を一定の範囲で保護します。「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様です。

❖ JAバンクの「便利」

JAネットバンク

お手持ちのパソコンや携帯電話からアクセスするだけで、平日・休日を問わず、残高照会やお振り込み・お振り替えなどの各種サービスがお気軽にご利用いただけます。

身近で便利な店舗やATM網

JAバンクは、全国に店舗やATM網を展開しており、グループ全体のネットワークと総合力で、組合員・利用者の皆さまに、より身近で、より便利な地域の金融機関としてご利用いただけます。また、JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、都銀、信託銀行、地銀、第二地銀、信金、信組、労金のATMでもお引き出し、残高照会のサービスをご利用いただけます。

また、ゆうちょ銀行のATMでは、お引き出し、残高照会のほかご入金サービスもご利用いただけます。

コンビニATM提携

JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、お近くのセブン-イレブンやローソンなどに設置されたコンビニATMでお引き出し、ご入金および残高照会のサービスをご利用いただけます。

地域に密着したサービス・活動を通して
お客さま・地域から信頼されるパートナー

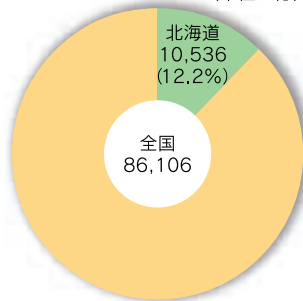
食料生産基地としての北海道

北海道の農業産出額は1兆円を超え、国内シェアは12%を占めるなど、食料生産基地「北海道」としての地位を確立しています。

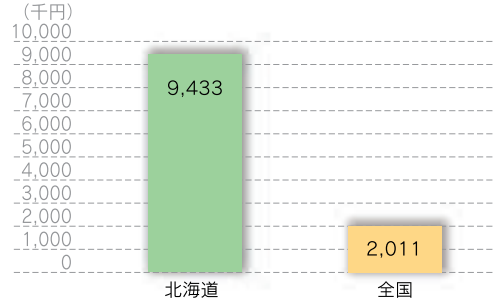
JAバンク北海道では、地域から信頼されるパートナーとして農業経営やくらしをサポートしています。

食料生産基地北海道（農林水産省 大臣官房統計部 調査結果より）

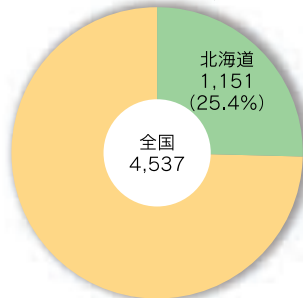
農業産出額（平成24年）
（単位：億円）



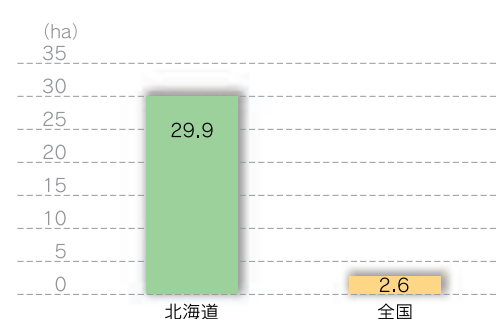
販売農家1戸当たり農業所得（平成24年）
（千円）



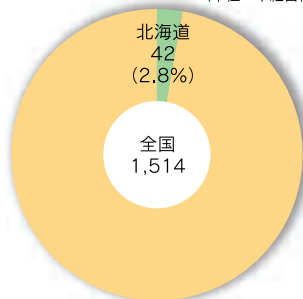
耕地面積（平成25年）
（単位：千ha）



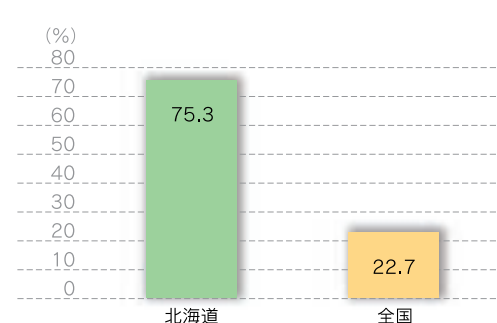
販売農家1戸当たりの経営耕地面積（平成25年）
（ha）



農業経営体数（平成25年）
（単位：千経営体）



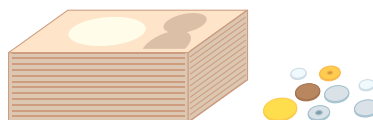
販売農家に占める主業農家の割合（平成25年）
（%）



当会事業のあらまし (平成25年度末)



- 全道JA、連合会および関係団体の余裕金、決済資金をお預かりしております。また、一般法人・個人の方々からもご利用いただいております。



- 農業者の必要な資金をJAと共に融資しております。
- 地域経済の発展を支える企業および地方公共団体等に、当会の資金を活用していただいております。



- 農林中金への預け金や国債等債券の保有を中心に、安全性・流動性に留意しながら運用しております。



- 農業の生活基盤拡充や経営維持などに必要な資金を日本政策金融公庫等の受託金融機関として取り扱い、JA資金や当会資金と総合的な融資を通じて、北海道農業を支えるよう努めております。



不良債権比率 (金融再生法に基づく開示債権)	0.11%	不良債権比率は1%未満と低い水準であり、貸倒引当金、担保・保証等による保全額の割合も9割を超えております。なお、リスク管理債権比率については0.11%となっております。経営の健全性維持に努めており、前年度対比1.16%上昇しております。
自己資本比率	18.13%	

注) 詳細は「経営環境と業績」等、該当本文をご覧ください。

経営環境と業績

◆ 経済・金融動向～景気回復は緩やかに回復

一昨年の政権交代以降、日銀の金融緩和策の拡大により過度な円高が修正されるとともに、アベノミクスの本格始動に伴い国内景気は緩やかに回復を開始しました。

一方、米国経済は民間需要が底堅く推移し始めておりますが、米国の金融緩和策の出口を巡る思惑から新興国経済の不透明感が高まるなど、世界経済の下振れリスクは払拭されておられません。

また、系統信用事業を取り巻く環境は、少子化・高齢化による地域社会の構造変化や銀行・信金等による攻勢と競争激化等により、大きく変化しております。

◆ 農業情勢～厳しい経営環境と役割増す本道農業

昨年の本道農業は春の低温、夏の干ばつ、秋のゲリラ豪雨や台風などにより、局地的に影響を受けた地域もありましたが、米は作況指数105となり、地域差はあるものの、畑作物や他の農産物、生乳生産も含め、総じて平年並みに推移することができた1年となりました。

一方、昨年は国の農業政策が大きく見直された年であり、7月のTPP交渉参加、コメ政策の大きな転換など農業経営を取り巻く情勢は重大な局面を迎えております。

TPP交渉については、情報開示が不十分なまま進められておりますが、TPPへの参加は、農業と関連産業への影響はもとより、医療・保険制度への影響、産地・原料表示要件の緩和、ISD（外国投資家が投資先の国の政府を訴えることができる）条項など国民の生活に多大な影響を与えることとなります。

政府は農業・農協改革を成長戦略の課題として議論を進めておりますが、わが国の食糧自給率の向上や食の安全・安心を確保するため、本道農業の役割は一層大きくなっております。

また、JAグループ北海道としては、消費者・国民の信頼にこたえ、本道農業の持続的発展に向け、協同組合としての役割を果たしていく必要があります。

◆ 損益の状況

上記経営環境のなか、平成25年度は貯金の着実な伸びと会員からの資本増強に支えられ、ALMやリスク管理に基づく運用力の強化や業務の効率化・合理化、コスト削減に継続して取り組んだ結果、経常利益100億円、当期剰余金98億円を計上しました。

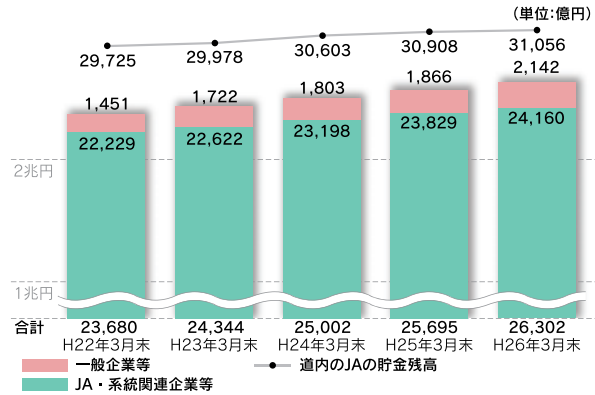


◆ 平成25年度の業績

〔貯金・NCD〕

JA貯金は、戸別所得補償等財源の減少や消費税増税を控え購買代金増加による貯金からの流出が際立つなか、全道統一年金受取キャンペーンの展開、各季節特別推進運動等に積極的に取り組んだ結果、前年対比148億円（0.4%）増加し、期末残高は3兆1,056億円となりました。

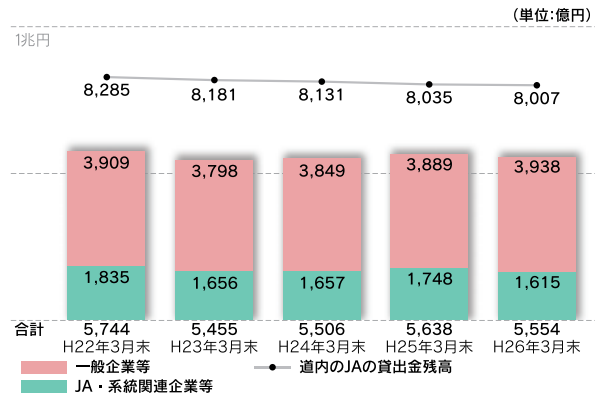
当会貯金についても、道内JA貯金の伸びに加え、地公体他の員外取引先からの貯金増加により前期末比607億円（2.3%）増加し、期末残高で2兆6,302億円となりました。



〔貸出金〕

貸出金は、前期末比84億円（1.4%）減少し、期末残高は5,554億円となりました。

なお、内訳はJA・系統関連企業等への貸出金が1,615億円、一般企業等（地方公共団体含む）に対する貸出金が3,938億円となっています。



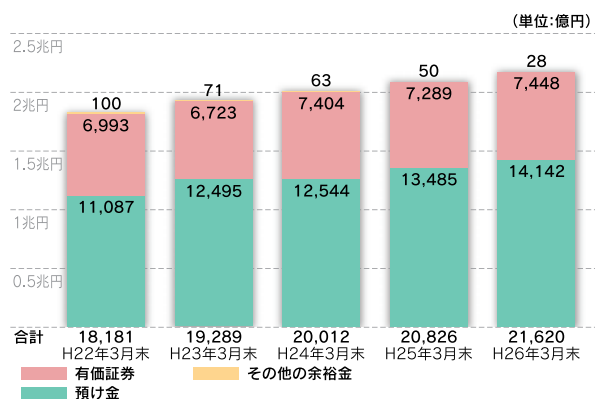
〔余裕金〕

余裕金については、預け金や固定利付債券による安定収益確保のための運用を基本に取り組みました。

有価証券残高は、前期末比159億円（2.1%）増加し、7,448億円となりました。

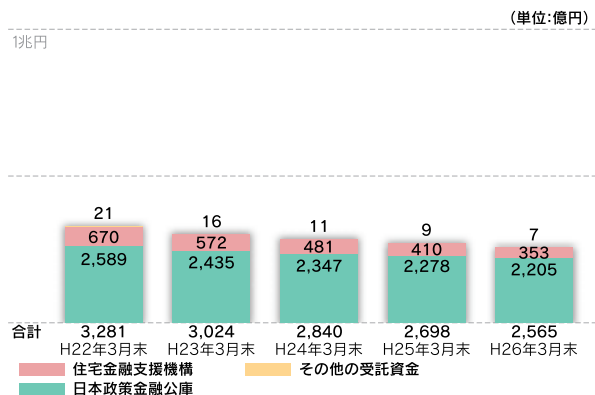
預け金については、同657億円（4.8%）増加し、期末残高は1兆4,142億円となりました。

余裕金全体では、同794億円（3.8%）増加し、残高は2兆1,620億円となりました。



〔受託貸付金〕

受託資金の期末残高は、農業情勢の厳しさ等を反映して年々減少しており、前期末比では133億円減少し、2,565億円（うち日本政策公庫資金2,205億円、同住宅金融支援機構資金353億円）となりました。



自己資本の状況

当会では、会員やお客さまの多様なニーズに応えるため、またJAバンク北海道の本部機能を高度に発揮していくために、経営の健全性維持と財務基盤の強化は重要な課題であります。

平成25年度末における当会の自己資本比率は、単体ベースで18.13%、連結ベースで18.16%となり、健全性を維持する水準を確保しております。

自己資本の総額については、内部留保による次期繰越剰余金の増加および会員からの資本調達により前期比105億円増加の1,432億円となりました。

リスク・アセット等については、総資産増加等もあり前期比83億円増加の7,902億円となっております。

資産内容については高格付け先の資産割合が大宗を占めております。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率の算出に努めております。

自己資本の状況（単体）

※平成26年3月期よりバーゼルⅢ規制に基づき自己資本比率等を算出しております。

（単位：百万円）

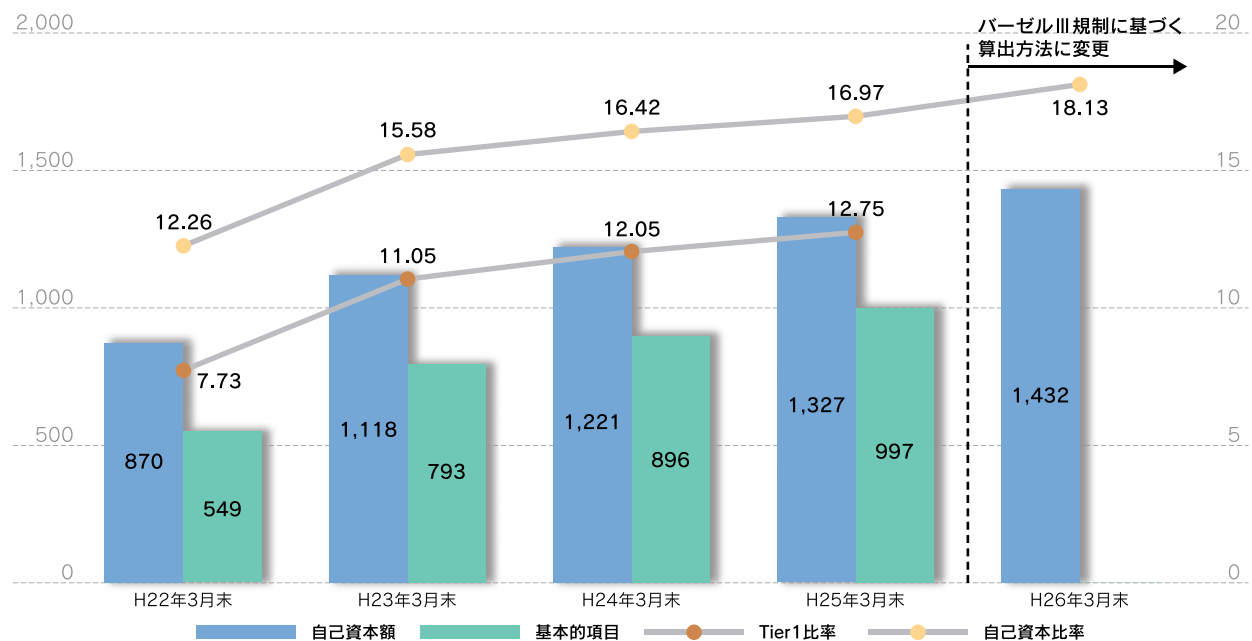
		平成25年度
コア資本に係る基礎項目の額	(A)	143,294
うち出資金		95,879
コア資本に係る調整項目の額	(B)	0
自己資本額	(C) = (A) + (B)	143,294
リスクアセット等	(D) = (E) + (F) + (G)	790,237
資産（オンバランス）項目	(E)	692,984
オフバランス取引項目	(F)	74,367
オペ・リスク相当額を8%で除して得た額	(G)	22,886
自己資本比率	(C)/(D)	18.13%

注）1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

自己資本比率の推移

（自己資本等の額／単位：億円）

（比率／単位：％）



自己資本に関する事項については、P86からの「自己資本の充実の状況等」に詳細を開示しております。

不良債権の状況

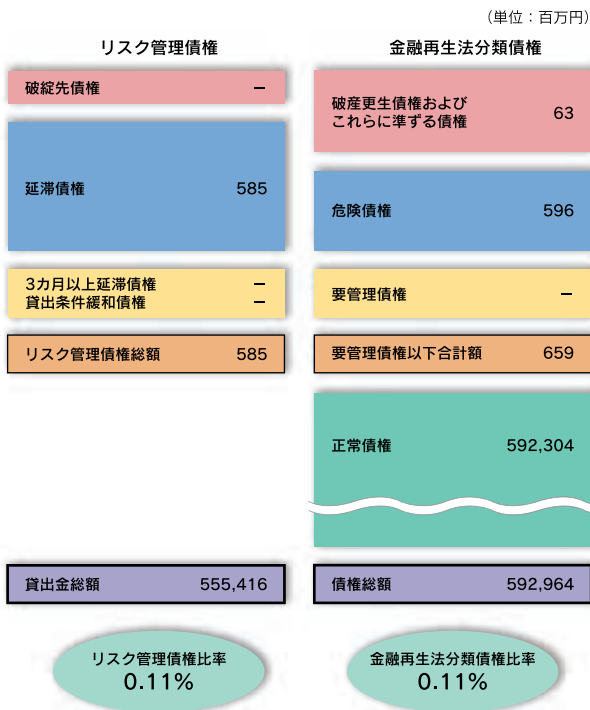
当会は、積極的な不良債権処理、情報開示に取り組んでおり、不良債権の状況については、法定開示である「リスク管理債権」に加え、透明性確保の観点から「金融再生法開示に基づく開示債権」についても情報開示しております。

平成25年度末のリスク管理債権総額は、585百万円で、貸出金総額に占める割合は0.11%、また、リスク管理債権総額のうち、貸倒引当金および担保・保証等により保全されている額は567百万円で、保全率は96.9%となっております。

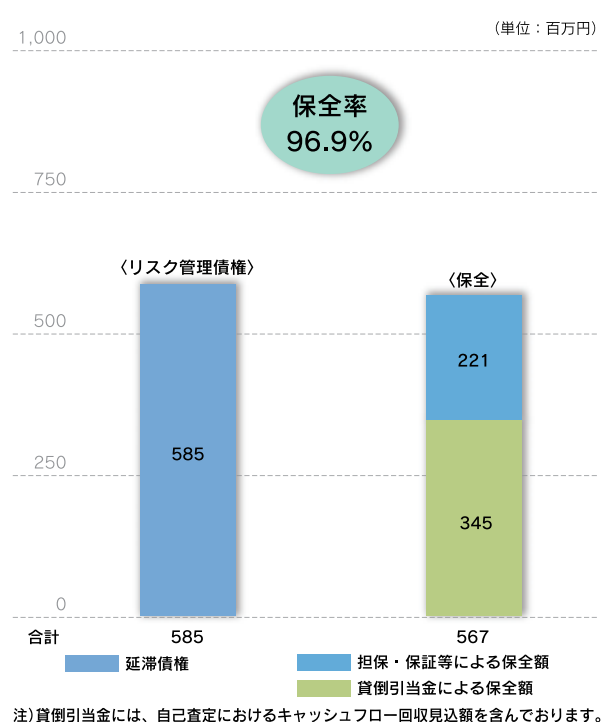
また、平成25年度末の金融再生法に基づく開示債権のうち、要管理債権以下合計額は659百万円で、債権総額に占める割合は0.11%、また要管理債権以下合計額のうち、貸倒引当金および担保・保証等により、保全されている額は617百万円で、その割合は93.6%となっております。

なお、リスク管理債権および金融再生法に基づく開示債権の詳細については、資料編79ページに記載しておりますのでご参照ください。

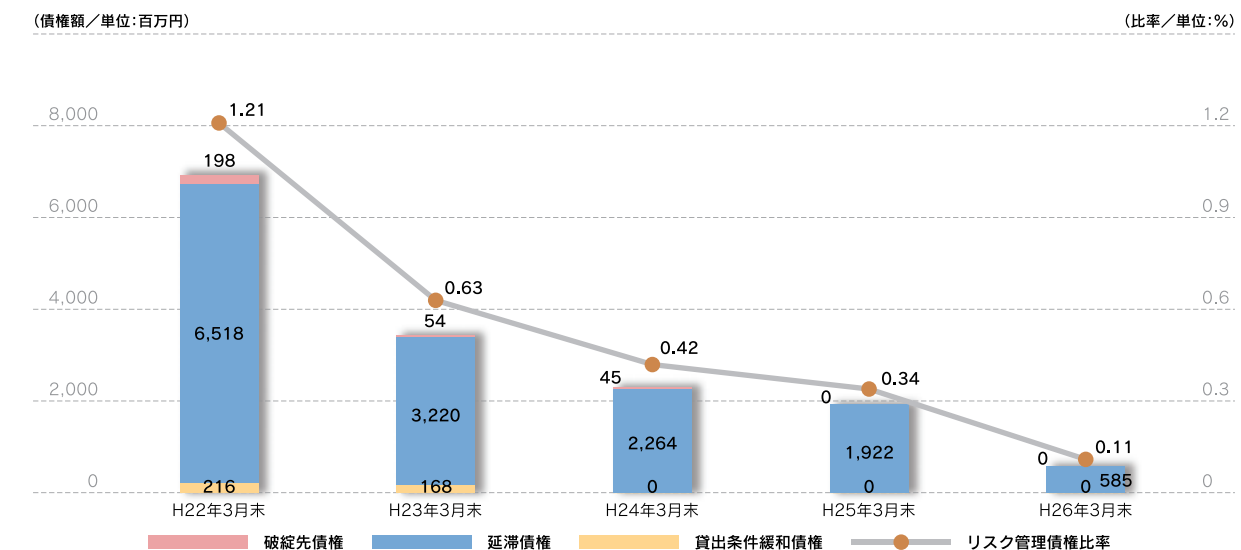
平成25年度末 不良債権の状況



リスク管理債権に占める保全の割合



リスク管理債権比率の推移





JA北海道信連
リスク管理の態勢

リスクマネジメントについて

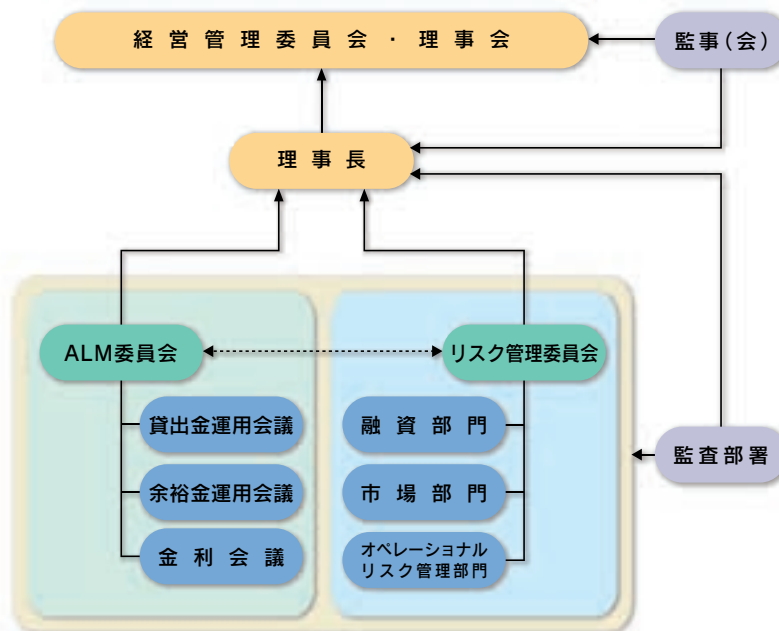
◆ リスクマネジメントの取組方針

金融のグローバルスタンダード化が進展するなかで、金融機関の業務も多岐にわたり、それと同時に金融機関が抱えるリスクも多様化・複雑化するとともに、リスクマネジメントについてもこれらに対応するため、管理態勢の高度化は重要な課題となっております。

当会ではこうした認識のもと、「リスクマネジメント基本方針」等の規程類を制定し、リスクマネジメントにかかる意思決定プロセスおよびマネジメント手法と管理すべきリスクなど基本的な体系を明確にするとともに、資金動向や外部環境等の変化に応じたリスク管理方針を定め、より高度な「統合的なリスクマネジメント態勢」の構築に向け取り組んでおります。

また、収益を目的として能動的に取得するリスクに対しては、リスクの計量化とそのモニタリングを通じてリスクをマネジメントする体制と、収益の極大化・安定化のため経営資源の最適配分を目指すというALM体制とを機能分担し、相互の連携と牽制によってリスクとリターンバランスの取れた運営を行うとともに、監査部署による内部監査の実施によりリスクマネジメント態勢の有効性検証を行っております。

■ リスクマネジメント体制図



ALM委員会

融資・市場部門取引にかかる基本方針決定機関として、当会を守るべきリスク限度の範囲内で、資産および負債の運用・調達方法あるいはリスクヘッジ方法などを検討し、収益の安定化や極大化を図ることを目的として運営しております。

リスク管理委員会

リスクマネジメントの統括機関として、リスクマネジメントに関する方針や基準の審議、各リスク状況の計測結果や諸基準の遵守状況等の報告を通じて、経営の健全性および適切性の確保を目的に運営しております。

◆ 統合的なリスク管理態勢

経営の健全性を維持し安定的な収益を継続的に確保するためには、信用リスク、市場リスク等のさまざまなリスクを可能な限り包括的に把握して適切にコントロールすることが必要不可欠となっております。

当会では、これらの状況を踏まえ、経営体力の範囲内でリスクのカテゴリー別にリスクリミット（上限額）を設定し、適切なリスクテイク・リスクコントロールにより経営の健全性維持と安定収益の確保に努めております。また、過去の急激な市場変動や通常では考えられない状況を想定してのストレステストを実施し、自己資本の充実度評価に対応するとともに、統合的なリスク管理態勢のさらなる充実に努めることとしております。

◆ 各種リスク管理態勢

【信用リスク管理】

信用リスクとは、貸出先や取得した債券の発行体の業況悪化等により、当初約定通りの元金や利息の回収が不能となるリスクのことです。

当会では、内部格付制度による信用力に応じた1先当たりの与信限度額設定や格付別・業種別与信状況の定期的なモニタリング等を通じて、過度な与信集中を排除するよう努めております。

また、VaRによるリスクの計量化を行い、リスクリミットによる管理を行っております。

※内部格付制度とは、与信先の返済能力を定量的・定性的に分析し、合理的に判定するもので、与信限度額や適正な金利水準の設定等、与信管理の中核的なツールとして活用しております。

※VaR（バリューアットリスク）とは、ある金融資産を一定期間保有すると仮定した場合に、一定の確率で被る可能性のある最大損失額を過去のデータに基づき統計的に求めたものです。

※リスクの計量化とは、統計的な手法を用いて保有するリスクの状況を数値化し、リスク量として把握するものです。

【流動性リスク管理】

流動性リスクとは、資金調達において必要な資金の確保が困難となって取引の決済に支障をきたしたり（資金繰りリスク）、資金運用において金融市場の混乱等により正常な取引ができなくなること等により損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。当会では、調達・運用の大口資金動向を把握し、安定的な流動性資金の確保に努めるとともに、資金繰りの逼迫度に応じた管理を行っております。

また、資金の運用に当たっては、市場流動性を考慮した発行体別取得・保有基準の設定等により、リスク顕在化の防止に努めております。

【市場リスク管理】

市場リスクとは、金利、為替、株価等の変動により、保有する資産、負債の価値が変動することによって被るリスクのことです。

当会では、保有する有価証券等についてVaRによるリスクの計量化を行い、信用リスクとともに、リスクリミットによる管理およびオーナーングとしての協議ポイントを設定し管理を行っております。

また、前提条件が異なる複数のVaRや過去実際に発生した急激な金利変動が現時点で再度発生したと仮定した場合の予想損失額等を算出するなど、多面的なリスク量の把握・分析に努めております。

リスク マネジメント

【オペレーショナル・リスク管理】

オペレーショナル・リスクとは、当会が業務遂行する際に発生するリスクのうち、能動的に取得するリスク（市場・信用・流動性リスク）を除いたその他のリスクの総称です。

当会では、オペレーショナル・リスクに対するリスクマネジメントの基本的な考え方を網羅した「オペレーショナル・リスク管理規程」を定めるとともに、オペレーショナル・リスクをリスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスクと、リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスクに大別し、そのリスク特性や統制の有効性等に応じ、個別の規程類を定めて管理を行っており、それぞれリスクの極小化を図るよう努めております。

また、オペレーショナル・リスク管理の強化を図るため、自主点検の実施や各事業本部から独立した「監査部」が全部署に対して定期的に行う業務監査等を通じて、業務運営や会計・事務処理の適正化と事故の未然防止に努めております。

※リスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスク…事務リスク（当会の役職員が誠実な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク）、法務リスク（経営判断や個別業務執行において法令違反等により損失やトラブルが発生するリスク）、システムリスク（コンピュータシステムのダウンまたは誤動作等により損失を被るリスク）等があります。

※リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスク…自然災害等から派生する二次的なリスク、業務継続リスク、風評リスク等があります。

◆ 内部監査体制

当会では、内部監査部門として被監査部門から独立した「監査部」を設置し、経営活動全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会の本所・支所・子会社のすべての部署を対象とし、内部監査計画および内部監査実施計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告した後、被監査部署に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップするとともに、監査結果の概要を定期的に理事会および経営管理委員会へ報告しています。

コンプライアンスについて

◆ コンプライアンスの取組方針

コンプライアンスとは、当会が信用事業を行う上でのさまざまな法令・会内諸規程はもとより、法の精神や社会的規範を含めて遵守することであり、その目的は当会の存在意義の発揮および当会経営と業務運営の透明性確保、会員並びに利用者、地域社会の信頼にお応えすることにあります。

当会では、このような認識のもと、役職員一人一人が高い倫理観と責任感を持って行動することを誓い平成12年2月に「倫理憲章」（平成19年4月「行動憲章」に改名）を制定し、これまでコンプライアンス意識の向上に取り組んできております。

また、昨今の企業不祥事に対する社会的批判に見られるように、経営倫理の確立と実践が益々重要となっており、このため、当会は、コンプライアンス態勢の充実を最重要課題の一つと位置付け、社会的要請等に即したガバナンスの強化に取り組んでおります。

◆ コンプライアンス意識向上への取り組み

内部研修や外部資格取得奨励等を通じ、当会の事業を行う上で遵守すべき法令等に関する教育を継続的に実施しております。

また、子会社を含む全役職員を対象として、外部の専門家を講師としたコンプライアンス・セミナーを毎年開催し、個々のコンプライアンス意識の向上や組織としてのより高い倫理観の醸成に努めております。

行動憲章の基本8項目

1. 本会の社会的責任と公共的使命の認識

本会の持つ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供

「JAバンクシステム」の一員として、創意と工夫を活かしてニーズに適した質の高い金融および非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、道内JA信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員・組合員および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

6. 職員の人権の尊重等

職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

7. 環境問題への取り組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するなど、環境問題に積極的に取り組む。

8. 社会貢献活動への取り組み

本会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「企業市民」として、社会貢献活動に積極的に取り組む。

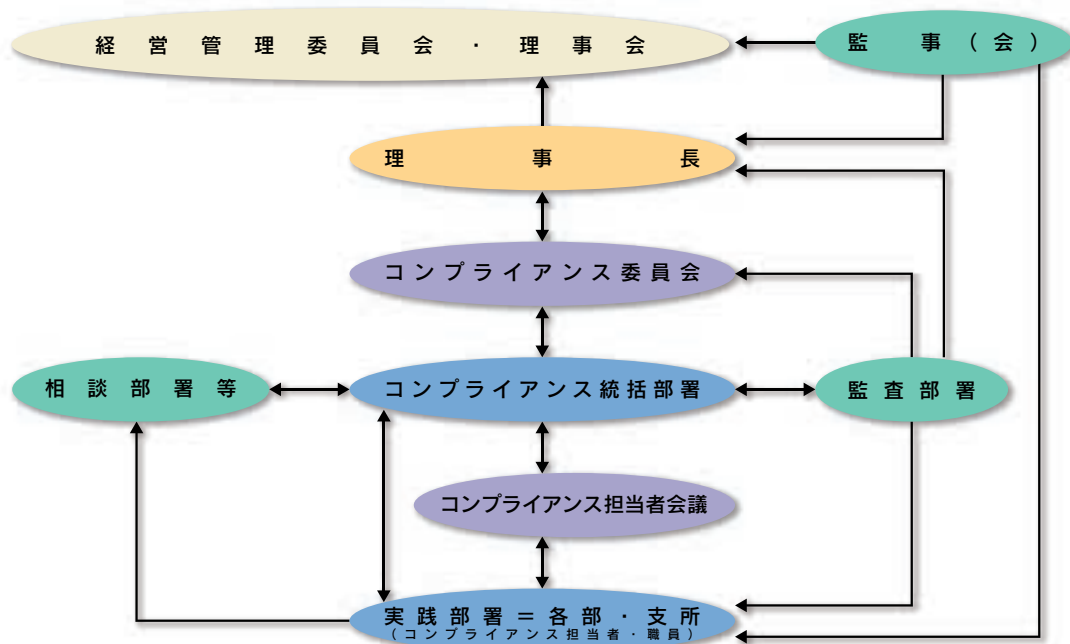
◆ コンプライアンス運営態勢

当会のコンプライアンス運営は、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部署、各部・支所に配置されたコンプライアンス担当者を中心に行っております。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの取組方針等を審議する委員会で、その事務局であるコンプライアンス統括部署はコンプライアンス担当者との連絡・調整やコンプライアンスの取り組みに関する企画等を行っております。また、コンプライアンス担当者は、コンプライアンス上の問題発生時の初期対応や部署内研修の実施など、コンプライアンス活動の実践にあっております。

さらに、コンプライアンス上の諸問題について職員が直接相談・報告できる体制として、「ヘルプライン窓口」を会内のほか、顧問弁護士を外部窓口として設置しております。

■ コンプライアンス運営体制図



■ 反社会的勢力等排除への対応

当会は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引の排除および組織犯罪等の防止のため、「反社会的勢力等への対応に関する基本方針」および「反社会的勢力等への対応に関する規程」に基づき、基本対応、態勢等に関する事項を定め、健全な経営を確保するよう取り組んでいます。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針の概要

(運営等)

当会は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

(反社会的勢力等との決別)

当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を

行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

(取引時確認)

当会は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

(疑わしい取引の届出)

当会は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

コンプライアンスについて

◆ 利用者保護の取り組み

当会は、お客さまの利益の保護と利便の確保のため、「利用者保護等管理方針」および「利益相反管理方針」に基づき、お客様の利益の保護と利便の向上に向けて継続的に取り組みます。

利用者保護等管理方針の概要

1. 利用者に対する取引（与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引）または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

利益相反管理方針の概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下の通りです。

- (1) お客さまと当会との利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の

条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等の周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融商品の勧誘方針の概要

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。

3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

コンプライアンスについて

◆ 相談・苦情等への取り組み（金融ADR制度）

1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、北海道JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の相談・苦情等受付窓口〔電話：011-232-6803（午前9時～午後5時〈金融機関の休業日を除く〉）〕

2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、弁護士会を利用できます。

弁護士会の利用に際しては、当会の相談・苦情等受付窓口、または北海道JAバンク相談所〔電話：011-232-5031（午前9時～午後5時〈金融機関の休業日および年末年始を除く〉）〕にお申し出ください。

なお、直接お申し立ていただくことも可能です。

○札幌弁護士会紛争解決センター〔電話：011-251-7730〕

個人情報保護の取り組みについて

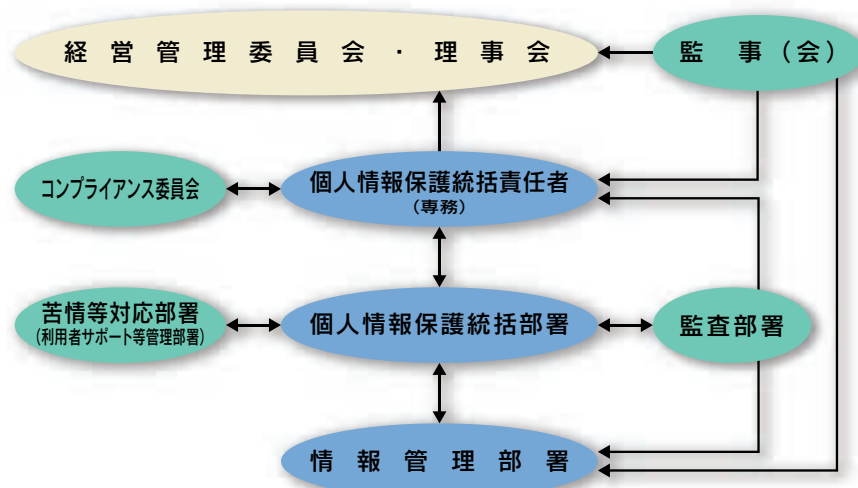
◆ 個人情報保護の取組方針

個人情報を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、平成17年4月に「個人情報保護方針」を制定し、さらに個人情報の適切な利用に必要な諸規定・手続きを併せて制定しております。また、内部体制を整備するとともに、研修等を通じ役職員に対する教育を行い、個人情報の安全管理に努めております。

個人情報保護方針の概要

1. 関係法令等の遵守
当会は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律その他、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
2. 利用目的
当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において、ご本人の個人情報を取り扱います。
なお、当会の業務内容および個人情報の利用目的は、当会の本支所に掲示するとともにホームページ等に掲載しております。
3. 適正取得
当会は、個人情報を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理措置
当会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要・適切な措置を講じ、従業員および委託先を適正に監督します。
5. 第三者提供の制限
当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6. 機微情報の取り扱い
当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
7. 開示・訂正等
当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
8. 苦情窓口
当会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
9. 継続的改善
当会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施などして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

個人情報保護取組体制図





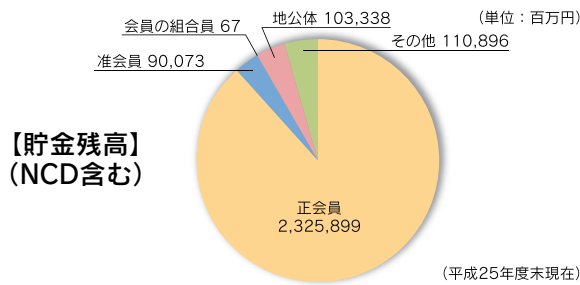
JA北海道信連
社会的責任と地域貢献活動

社会的責任と地域貢献活動

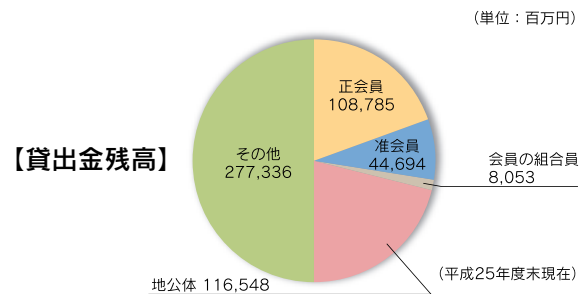
地域経済活性化への貢献

当会は、地元のJA等が会員となって、お互い助け合い発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

地域からの資金調達の状況



地域への資金供給の状況



【地方債引受】

平成25年度の北海道債の引受（銀行等引受債）は130億円でした。

これは当年度内総発行額1,650億円に対し7.87%のシェアを占めており、引受全金融機関別のシェアでは上位第4位という重要な位置付けにあります。

道内農畜産物の販売代金等の資金を会員JAから貯金として吸収し、北海道債の引受をはじめ道内地方公共団体への融資として還元することにより、北海道経済の持続的発展に寄与し、地域社会の活性化に貢献するよう取り組んでおります。

北海道農業への貢献

JAバンク北海道の多様な農業資金

対象者や資金用途に応じ、さまざまな資金を設けています。道内JA統一資金のほか、北海道信連独自資金も設けており、JAバンク北海道が一体となった農業担い手等への金融対策強化に取り組んでおります。

【道内JA統一資金】

資金名	資金の使いみちなど	残高
JA フルスベックローン	農機具や格納庫など、比較的小口の設備資金	61,661
JA 農業経営緊急支援資金	飼料費などの生産資材の高騰あるいは災害などにより緊急に必要となる中・長期運転資金	10,322
JA 農業経営サポートローン	農業者戸別所得補償制度に係る交付金等入金までの間に必要となる運転資金	138
JA 農業経営ステップアップローン	農業経営に必要な設備資金や中・長期運転資金	3,068
JA 営農応援ローン	農業経営に必要な短期運転資金	880
JA 新規就農応援資金	新規就農者の農業経営にかかる設備・運転資金	67
JA 再生可能エネルギー施設等資金	再生可能エネルギー利用の取り組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金	91

(単位：百万円)

【北海道信連独自資金（農家組合員向け）】

(単位:百万円)

資金名	資金の使いみちなど	残高
農業経営ステップアップ資金	農地・施設・機械の取得等、農業経営改善に要する資金	5,362
信連 新規就農者資金	新規就農者が、農業経営を行っていく際に必要となる資金（営農資金・住宅資金）	269
信連 農業後継者応援資金 信連 中核農業者応援資金	農業経営の安定化・高度化に資するための既往農業負債の借換並びに借換に必要な費用	453
信連 農業法人経営応援資金	農業法人が、農業経営を行っていく際に必要となる資金（運転資金・機械・設備資金）	128

【北海道信連独自資金（総合JA向け）】

(単位:百万円)

資金名	資金の使いみちなど	残高
農業経営緊急支援資金	飼料費などの生産資材の高騰あるいは災害などにより、緊急に必要なとなる運転資金について、JAが農業者の皆さまにご融資しようとする場合に、その原資をJAに融通する資金	4,611
共同利用施設等設備資金	組合員が利用する共同利用施設等をJAが建設するための設備資金	18,961

当会では独自資金の他に、制度資金、受託資金も取り扱っております。

【制度資金取り扱い状況】

(単位:百万円)

資金名	残高
農業近代化資金	7,939

【受託資金取り扱い状況】

(単位:百万円)

資金名	資金の使いみちなど	残高
日本政策金融公庫 (農林水産事業)	生産力の維持増進・食料の安定供給の確保に必要な資金をお取り扱いしております。	219,600
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	教育を受けるために必要な資金をお取り扱いしております。	926
住宅金融支援機構	災害関連融資等政策的に重要なものを除いて、原則として新規のお取り扱いはしていません。	35,313



社会的責任と地域貢献活動

◆「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当会は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

◆金融円滑化の取り組みについて

金融円滑化にかかる基本方針

当会は、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「最も重要な役割のひとつ」として位置付け、公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでいます。

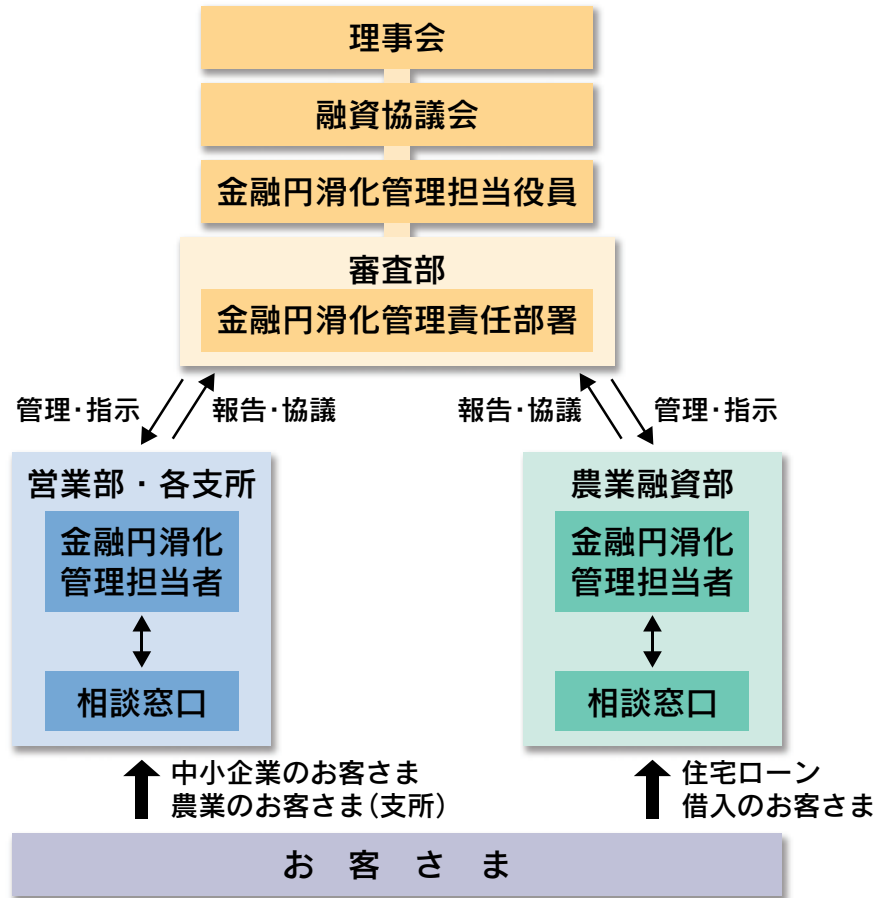
1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 代表理事理事長以下、役員並びに関係部長を構成員とする「融資協議会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 理事資金運用本部長を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 営業部、農業融資部、各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各部署における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◆ 金融円滑化にかかる体制整備について

当会では、金融円滑化にかかる対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

【お借入条件の変更等に関する申込みに対する対応体制】



社会的責任と地域貢献活動

◆ 金融円滑化にかかる実施状況について

【債務者が中小企業者である場合】

(金額単位：百万円)

対象期間：21年12月～26年3月末	平成24年3月末		平成25年3月末		平成26年3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数、額	22	3,458	33	5,325	42	6,689
うち、実行に係る貸付債権の額	21	3,454	31	5,302	40	6,666
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	1	4	2	23	2	23

※件数・金額は21年12月からの累計

【債務者が住宅資金借入者である場合】

(金額単位：百万円)

対象期間：21年12月～26年3月末	平成24年3月末		平成25年3月末		平成26年3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数、額	0	0	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0

※件数・金額は21年12月からの累計

社会的責任と地域貢献活動

JAの融資体制強化への取り組み

JAバンク北海道では、農業者の経営状況に応じた融資体制強化のため、融資対応の一層の迅速化と高度化に取り組んでおります。

JAバンク北海道農業融資専門委員会・地区戦略会議の取り組み

JAバンク北海道では平成23年に創設した「JAバンク北海道農業融資専門委員会」にて、農業金融商品の企画や戦略的課題への取り組みを協議しています。

専門委員は地域事情に精通し専門的知識を有するJA実務者等により構成され、アドバイザーとして農林中金、オブザーバーとしてJA北海道中央会、北海道農業信用基金協会が参加し、施策検討等が行われております。

また、各地区に設置された戦略会議（全体会議・農業融資部会）では、JAバンク担い手金融リーダーを中心に地区の実情にあわせた協議を行っています。

なお、JAバンク北海道では職員の実務処理能力・融資渉外能力の向上および農業融資に関する知識の習得を図るため、「JAバンク農業金融プランナー」資格制度の取得に取り組んでおり、現在の資格保有者数は460名となっています。

協議事項

- 農業者の信用力に応じた貸付手法の導入について
- 農業法人支援への取り組みについて
- 負債対策者の経営改善に向けた検討について
- 農業融資に係る人材育成について

など

※JAバンク担い手金融リーダー

農業金融実務の専門家として設置を進めてきたもので、現在全国で2,013名を数え、道内においても284名が各JAで活躍しております。



農業法人・農業者向けフォーラムの開催

本フォーラムは、農業法人・農業者への支援に向けた取り組みの一環として、JAバンク北海道が主催し、JAグループ北海道が一体となって開催しているものです。

農業法人経営者や個人農業者を対象に、農業経営を考える上で一助となるようなソフト面での機能還元を目的に、11月に札幌で、2月に釧路でフォーラムを開催いたしました。

今後も、定期開催や他の地域での開催を含め、農業法人・農業者の方々とJAグループとのより一層の関係強化を目指してまいります。

平成25年度フォーラム開催内容

〈札幌地区〉

平成25年11月18日（月） 於：札幌パークホテル

「JAグループ北海道 農業経営フォーラム」

フォーラム内容

- ①演 題：「北海道の農業情勢について～ずっと愛され輝きを増す北海道農業を目指して～」

講 師：北海道 農政部長 竹林 孝 氏

- ②演 題：「私が考えるこれからの農業経営」

講 師：有限会社パインランドデーリィ

代表取締役 松村 和一 氏

- ③演 題：「環境の変化を見据えた、これからの農業法人経営」

コーディネーター：一般社団法人北海道地域農業研究所 所長 黒河 功 氏

パネリスト：北海道 農政部長 竹林 孝 氏

有限会社パインランドデーリィ 代表取締役 松村 和一 氏

有限会社毛陽農産 代表取締役 東井 源 氏

ホクレン農業協同組合連合会 代表理事常務 板東 寛之 氏

株式会社農林中金総合研究所 調査第一部長 斉藤 由理子 氏



〈釧路地区〉

平成26年2月6日（木） 於：ANAクラウンプラザホテル釧路

「JAグループ北海道 農業経営フォーラムin釧路」

フォーラム内容

- ①演 題：「TPPを巡る情勢と今後の農業について」

講 師：株式会社農林中金総合研究所

理事研究員 石田 信隆 氏

- ②演 題：「北海道内におけるバイオガスプラントの現状と課題」

講 師：ホクレン農業総合研究所

顧問 松田 従三 氏



※両地区とも、フォーラム終了後には情報交換を目的とした交流会を開催いたしました。

社会的責任と地域貢献活動

地域社会とのふれあい

各JAの窓口で年金を受け取られている皆さまが中心となって、年金友の会をつくり活動を行っておりますが、当会は、各JAを通じてこれらの活動を支援し、健康で楽しく暮らせる明るい地域社会づくりに協力しております。



高齢化社会と年金相談

高齢化社会を迎え年金受給者は大幅な増加傾向にあります。JAバンクは、新規に年金を受け取られる方への受給手続相談、既受給者に対する「貰い忘れ年金」相談など、年金に関する幅広い相談に対応できる相談窓口の充実に取り組んでおります。年金に関するご質問等は、最寄りのJA窓口へお尋ねください。

社会福祉充実への貢献

当会では、道内JAとともに地域貢献活動を平成13年度より実施しており、その一環として平成21年度よりAED（自動体外式除細動器）の寄贈を行っております。

寄贈先はJR北海道および平成13年度より8年間に巨り車イスを寄贈した道内の社会福祉協議会に対して行っており、JR北海道が実施中の各主要駅に対するAED配置計画と連携し、新規配置予定分および既存機器の更新分をJAバンクの寄贈AEDにより対応しております。

平成25年度はJR北海道へ7台（小樽駅、琴似駅、江別駅、北広島駅、千歳駅、岩見沢駅、美唄駅）、道内の社会福祉協議会（天塩町）へ1台の計8台を寄贈し、万一の時の備えとして、またJR駅職員や地域住民の救命講習等に活用されております。



贈呈式：平成25年10月7日（月） 天塩町社会福祉協議会にて
（左から 天塩町社会福祉協議会 吉田会長、JAてしお 佐藤組合長）

平成25年度については、AED寄贈の他に、新たな社会貢献活動として障害のある子ども向けの布製の絵本および写本を作成する公益財団法人「ふきのとう文庫」に対し、絵本等作成に係る協賛金を寄付しております。

当会は、今後も「一人は万人のために、万人は一人のために」の精神に基づき、社会福祉への協力と地域社会とのコミュニケーション充実のため、道内JAと連携し、“JAバンク北海道”として積極的に地域貢献活動に取り組んでまいります。

北海道JAバンク食農教育応援事業の展開

JAバンク北海道では、JAバンクが行う社会貢献活動として、平成20年度から「北海道JAバンク食農教育応援事業」を展開しています。この事業はJAが行う食農・環境・金融経済についての教育活動をサポートするもので、全道小学校等に対する補助教材本の贈呈や小中学生などを対象とした農業体験学習などにかかる費用の助成を行っております。

全道小学校に補助教材本を贈呈

平成25年度は補助教材本「農業とわたしたちの暮らし」を、全道1,170校の小学校や特別支援学校に、北海道教育委員会・各市町村教育委員会等のご協力のもとに贈呈し、授業でご活用いただいております。

JAバンクは補助教材本贈呈事業を通じ教育現場での食農教育を応援しています。



〈北海道教育委員会への教材本贈呈〉



〈JA新しのつから小学校へ教材本贈呈〉

JAグループが行う食農・環境・金融経済教育事業のサポート

全道の各JAやJAの青年・女性部組織は地元の子どもたちに食や農業などの教育活動を行っています。平成25年度は58のJAや組織が農業体験学習や学校給食食材提供、料理教室など82の活動を行いました。

JAはこうした活動を通じ社会貢献を実施しており、JAバンクは助成事業を通じこれらの活動をサポートしています。



〈JAグループ北海道サンクスマッチ〉



〈JA北宗谷・野菜作り体験〉

社会的責任と地域貢献活動

環境保全への取り組み

当会は、社会の一員として環境への負荷を認識し、省資源・省エネルギー・リサイクルにも配慮し、環境負荷の低減に努め、地球温暖化対策や循環型社会の構築へ向けた取り組みを図るよう努力してまいります。

■全会的な環境負荷低減への取り組み

平成18年度から、地方5支所（岩見沢・旭川・帯広・北見・釧路）も参加した当会全体としての環境保全行動計画を策定し、環境負荷低減に取り組んでおります。

平成24年～平成26年度は、3ヶ年計画を策定し、「節電への取り組み」、「ガソリン使用量削減への取り組み」、「紙使用量削減への取り組み」の3項目を目標設定の上取り組むこととしております。

①節電への取り組み

蛍光灯の間引き、室内温度管理の徹底、不在エリアの消灯等を実施し、年間を通して節電に努めております。電力需給が逼迫した平成24年度は、平成23年度の実績に対し、6.1%の削減を目標に掲げ、それを大きく上回る23.7%の削減を達成し、平成25年度も引き続き取り組みに努め、さらに前年比6%の削減率を達成しました。

②ガソリン使用量削減への取り組み

ガソリンの使用による二酸化炭素排出の抑制を図るため、営業車両のハイブリッド車等の低燃費車へ、切替えを順次行っております。

③紙使用量の削減

省資源への取り組みとして、平成24～26年度の3ヶ年で、紙使用量を平成23年度比2.7%削減することを目標に取り組んでおります。

④クールビズ・ウォームビズの実施

地球温暖化防止および節電対策の一環として、クールビズ・ウォームビズを実施しております。

■札幌市における環境保全活動への取り組み

当会では、平成15年に施行された「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づき、平成15年度から3ヶ年毎に環境保全行動計画を策定し、二酸化炭素排出削減をはじめとする、環境負荷低減の活動に取り組んでおります。

3ヶ年計画（平成24～26年度）の取り組み

札幌市内の事業所における二酸化炭素排出量について、電気・ガソリン・重油および天然ガスの削減に努め、3ヶ年で平成23年度の実績比19.8%の削減を目標として取り組みます。

～ 二酸化炭素排出削減の25年度実績 ～

(単位:t-CO₂)

	平成25年度実績	平成24年度実績	削減量	削減率
CO ₂ 排出量	536	748	▲212	▲28.3%



JA北海道信連 商品サービスのご案内

お客さまがもっているさまざまな要望に
応える商品サービスを真心を込めてお届けします。

業務のご案内

◆ 貯金業務

当会では、全道JA、連合会および関係団体の余裕金・決済資金をお預かりしております。また、一般の法人・個人の方々からもご利用の目的に応じさまざまな種類の貯金を用意し、ご利用いただいております。

キャッシュコーナーでは、ご入金・お引き出し・残高照会のほかにお振り込みや定期貯金のお預け入れなどもお取り扱いしております。また、全国JAのキャッシュカードや「Mics全国キャッシュサービス」に加入の提携金融機関のキャッシュカードおよび、ゆうちょ銀行のキャッシュカードもご利用いただけます。

◆ 為替業務

当会は、全国銀行内国為替制度加盟金融機関の一員として、全国の各JAおよび各金融機関と、送金・振込・代金取立等の為替業務を取り扱っております。また、給与振込・各種年金受取サービスも取り扱っております。

◆ 貸出業務

当会では、農業者の必要な資金をJAと共に、積極的にご融資しております。

また、農業および農業関連団体はもとより、地域経済の発展を支える企業および地方公共団体等の皆さまに事業の発展に役立つ短期運転資金・設備資金・長期運転資金等さまざまな用途の資金をご用意し、幅広く融資を行っております。

◆ 受託業務

当会は、農業者、農業経営体および農業関連団体の皆さまが行う、生産基盤の整備、農業経営の維持、生産力の拡大等に必要なが長期・低利な資金を安定的にご融資するため、日本政策金融公庫（農林水産事業）の受託金融機関として、各種制度資金をお取り扱いしております。

また、日本政策金融公庫（国民生活事業）の受託金融機関として「教育資金」もお取り扱いしております。

なお、住宅金融支援機構資金につきましては、受託金融機関として災害関連融資等、政策的に重要なものに限定してお取り扱いしております。

◆ 資金運用業務

当会では、皆さまからお預かりした貯金を貸出金で運用するほか、安全性・流動性に十分留意しながら農林中央金庫への預け金や国債などの有価証券による資金運用を行っております。

資金運用を取り巻く環境が高度化・複雑化するなか、諸リスクを適切に把握・コントロールしつつ、分散投資を図りリスク耐性のあるポートフォリオを構築し安定的な収益確保に努めております。

◆ 電算業務

当会では、全国統一の信用事業システムであるJASTEMシステムを通して、組合員はもとより地域の皆さまに、より身近で便利、そして安心なオンライン金融サービスの提供に努めております。

◆ 研修相談業務

当会では、JAからの金融法務・税務に関する相談について個別に対応しております。

また、信頼されるJAバンクづくりのため、JA職員向けに各種研修会を実施し、お客さまの財産・生活設計、税金・年金相談などに応じられるような人材育成支援も行っております。

◆ 金融推進業務

JAバンクはお客さまが求める金融サービスの提供に努め、地域で選ばれる金融機関を目指しております。

当会では、「JA信用事業」の機能拡充・強化に向けた支援とともに、道内JAの本部機能として新商品の企画、さらには新聞などのマスメディアを媒体とするPR活動を行っております。

◆ JA融資支援業務

各地のJAが、担い手等の皆さまのメインバンクとしてお取引引きいただくため、農業の実需に対応した「JAフルスペックローン」やライフスタイルにあわせた「住宅ローン」などの各種ローンをご用意し、融資のご相談にお応えするための支援を行っております。

◆ その他の業務

以上のほか、当会では次の業務を行っております。

● 国債窓販業務

長期利付国債、中期利付国債および個人向け国債を取り扱っております。

● 投資信託窓販業務

公社債投信、株式投信等を取り扱っております。

● 代理収納決済業務

日本銀行歳入金をはじめ北海道等地方公共団体の公金および電話・電気・放送受信料等各種公共料金の窓口収納および口座振替を取り扱っております。また、JAカードをはじめ各種クレジット代金等の口座振替も取り扱っております。

商品のご案内

◆ 主な貯金

種類	期間	預け入れ金額	特色・内容	
当座貯金	出し入れ自由	1円以上	お支払いには、安全で便利な小切手、手形をご用意いたします。	
普通貯金	出し入れ自由	1円以上	お手軽に出し入れができ、給与や年金の自動受取、公共料金やクレジット代金の自動支払、キャッシュカードなどの便利なサービスがご利用いただけます。	
普通貯金無利息型	出し入れ自由	1円以上	貯金利息はつきませんが、貯金保険制度により、全額保護されます。	
総合口座	出し入れ自由	1円以上	普通貯金の機能に加えて、一つの通帳に定期貯金がセットできるのが特色で、定期貯金の残高の90%以内(最高300万円)で自動融資を受けられます。	
スーパー貯蓄貯金	出し入れ自由	1円以上	普通貯金や総合口座のように自動受取・自動支払の機能はありませんが、普通貯金より有利な金利を設定しており、残高が増えるほど金利が段階的にアップする貯金です。また、キャッシュカードもご利用いただけます。	
通知貯金	7日以上	5万円以上	まとまった資金の短期運用に有利です。	
定期貯金	スーパー定期貯金	1ヵ月以上 5年以内	1円以上	短期の運用から長期の運用まで目的に応じて自由に選べます。預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回り型で預入期間3年以上なら半年複利の運用でさらにお得です。
	期日指定定期貯金	最長3年 (据置期間1年)	1円以上	1年複利で高利回り、据置期間経過後はご指定の日にお引き出しにできます。また、元金の一部お引き出しもできます。
	大口定期貯金	1ヵ月以上 5年以内	1千万円以上	大口資金の高利回り運用に最適です。
	変動金利定期貯金	1年以上 3年以内	1円以上	お預け入れ日から半年ごとに、市場金利の動向に合わせて金利が変動する定期貯金で、金利環境の変化にすばやく対応することができます。期間3年だと半年複利でお得になります。
財形貯金	一般財形貯金	3年以上	1円以上	給料からの天引きで、お勤めの方々の財産づくりには最適な積立貯金です。
	財形年金貯金	積立期間：5年以上 据置期間：6ヵ月以上 5年以内 受取期間：5年以上 20年以内	1円以上	給料からの天引きで、ご自分の生活設計に合わせて、年金タイプでお受け取りになる有利な積立貯金です。最大のメリットは550万円まで(財形住宅と合算)退職後においても非課税の特典が受けられるところです。
	財形住宅貯金	5年以上	1円以上	給料からの天引きで、マイホームのご計画に合わせ、住宅取得資金づくりに最適な積立貯金です。最大のメリットは550万円まで(財形年金と合算)非課税の特典が受けられるところです。
定期積金	6ヵ月以上 5年以内	1千円以上	目標額にあわせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金です。積み立て期間は6ヵ月以上5年以内の間で自由に選べますから、プランにそって無理なく目標が達成できます。	
譲渡性貯金	1週間以上 5年以内	1千万円以上	大口の余裕資金の短期運用に有利です。満期日前の譲渡も可能です。	

商品・サービス利用にあたっての留意事項

貯金商品やサービスにつきましては、ご契約上の規定・金利変動ルールなど、それぞれの商品やサービスの特色を店頭でお尋ねいただくなど、よくご確認のうえ、ご利用ください。

◆ 主な貸出金

■ 農家組合員向けご融資

種類	資金の使いみちなど
農業経営ステップアップ資金	農地・施設・機械の取得等、農業経営改善に要する資金
信連 新規就農者資金	新規就農者が、農業経営を行っていく際に必要となる資金(営農資金・住宅資金)
信連 農業後継者応援資金 信連 中核農業者応援資金	農業経営の安定化・高度化に資するための既往農業負債の借換並びに借換に必要な費用
信連 農業法人経営応援資金	農業法人が、農業経営を行っていく際に必要となる資金(運転資金・機械・設備資金)

一般企業等法人向けご融資

種 類	資金の使いみちなど	ご融資金額・期間・担保および保証
一般企業資金	通常の運転資金・設備資金のほか、 季節的・一時的な資金にご利用いただけます。	ご相談に応じて決定しております。

道内JAでお取り扱いしている農業関連の各種ローン（資金）

種 類	資金の使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間
JA フルスベックローン	農機具や格納庫など、比較的小口の設備資金	必要とする額	10年以内
JA 農業経営緊急支援資金	飼料費などの生産資材の高騰あるいは災害などにより緊急に必要な中・長期運転資金	必要とする額	5年以内
JA 農業経営ステップアップローン	農業経営に必要な設備や中・長期運転資金	事業費の範囲内でJAの定める額の範囲内	20年以内
JA 営農応援ローン	農業経営に必要な短期運転資金	個人15百万円まで 法人30百万円まで	1年以内
JA 新規就農応援資金	新規就農者の農業経営にかかる設備・運転資金	10百万円以内	・長期資金 最長12年間 ・短期資金 最長1年間
JA 再生可能エネルギー施設等資金	再生可能エネルギー利用の取り組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金	50百万円以内	原則10年以内。但し、対象事業に応じ最長20年以内。

※JAによってはお取り扱いがない場合がございます。
※ローンのご利用にあたっては、保証機関等の審査が必要な場合がございます。

道内JAでお取り扱いしている生活関連の各種ローン

種 類	資金の使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間
住宅ローン	住宅の新築・購入・リフォーム、土地の購入、住宅資金の借換。	5,000万円まで	35年以内
マイカーローン	乗用車・オートバイ・カー用品などの購入資金。	500万円まで	7年以内
教育ローン	就学されるご子弟の教育に関するすべての資金。入学金・授業料・アパートの家賃等。	500万円まで	(在学期間+7年6ヵ月)以内
フリーローン	結婚費用・旅行費用・医療費・出産費・介護機器・耐久消費財の購入費など生活資金全般。 ※ただし、資金使途が確認できるものに限りです。	300万円まで	5年以内
カードローン	使途自由。極度額の範囲で何度でもご利用いただけます。	300万円まで	1年(自動更新)

※ローンのご利用にあたっては、保証会社等の審査や所定の出資金が必要な場合がございます。※上記ローン以外にも取り扱い商品がございます。

商品・サービスにあたっての留意事項

1. ローン商品につきましては、金利変動ルールなど、それぞれの商品やサービスの特色を店頭でお尋ねいただくなど、よくご確認のうえ、ご利用ください。
2. ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定、ご返済方法(返済日、返済額など)、ご利用限度額、現在のご利用額などにご留意ください。

◆ 主な受託貸付金

当会でお取り扱いしている主な受託貸付資金

受 託 先	資 金 名
日本政策金融公庫 (農林水産事業)	農業経営基盤強化資金、農業基盤整備資金、農業改良資金、青年等就農資金、担い手育成農地集積資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業施設資金、中山間地域活性化資金、特定農産加工資金、新規用途事業等資金、乳業施設資金
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	教育資金
住宅金融支援機構	災害関連融資等政策的に重要なもの

各種手数料一覧 (一般)

(平成26年4月1日現在)
(手数料には消費税が含まれています)

貯金に関する手数料

項 目	手 数 料	
発行・更新手数料 (1件につき)	ICキャッシュカード	無 料
	ICキャッシュカード (IAカード-体型)	無 料
再発行手数料 (1件につき)	通 帳	540円
	証 書	756円
	磁気キャッシュカード	1,080円
	ICキャッシュカード	1,080円
	ICキャッシュカード (IAカード-体型)	648円
自己宛小切手の発行 (1通)	540円	
残高証明書 発行手数料 (店頭交付/1通)	当 会 所 都 度 発 行	540円
	定 様 式 継 続 発 行	324円
	当 会 所 定 外 様 式	1,080円
	監 査 法 人 からの 依 頼	3,240円
手形・小切手 交付手数料 (店頭交付)	小切手帳 (1冊/50枚)	2,160円
	約束手形帳 (1冊/50枚)	2,160円
	為替手形帳 (1冊/25枚)	2,160円
	マル専手形 (1枚)	270円

両替手数料

ご利用形態	お取り扱い枚数	手数料
窓 口 利 用	1枚～20枚まで	0円
	21枚～100枚まで	108円
	101枚～1,000枚まで	324円
	1,001枚～2,000枚まで	540円
両 替 機 利 用	1枚～20枚まで	0円
	21枚～100枚まで	100円
	101枚～1,000枚まで	200円
	1,001枚以上	300円

* 店頭両替手数料のうち2,001枚以上は1,000枚毎に216円が加算されます。
* 店頭両替手数料の適用は、持参または両替希望金額の何れが多いほうの枚数を基準とします。
* 両替機利用手数料の適用は、両替後の紙幣・硬貨の合計枚数を基準とします。

ATM利用手数料

(お取り扱い時間が平日の9:00～17:30)

ご利用のカード	お支払	ご入金
当会・全国農協	無 料	無 料
信 漁 連 ・ 漁 協		
三 菱 東 京 U F J 銀 行		
ゆうちよ銀行	108円	お取り扱いして おりません
他 の 金 融 機 関		
提携カード会社	無 料	

* お取り扱い時間は店舗により異なる場合があります。

為替に関する手数料

項 目	ご 利 用 形 態	お 振 込 先 金 融 機 関	手 数 料		
			お振込金額		
			5万円未満	5万円以上	
振 込 手 数 料	窓 口 利 用 (電 信 扱 ・ 文 書 扱)	同 一 店 内	216円	432円	
		当会他店・系統金融機関あて	216円	432円	
		他 金 融 機 関 あ て	648円	864円	
	A T M 利 用 J A ネットバンク利用 (インターネットバンキング)	同 一 店 内	108円	216円	
		当会他店・系統金融機関あて	108円	216円	
		他 金 融 機 関 あ て	324円	540円	
	F B 利 用 (ファームバンキング)	同 一 店 内	108円	108円	
		当会他店・系統金融機関あて	108円	216円	
		他 金 融 機 関 あ て	324円	540円	
	定 時 自 動 送 金	同 一 店 内	108円	216円	
		当会他店・系統金融機関あて	108円	324円	
		他 金 融 機 関 あ て	432円	648円	
M T / F D 扱 (磁気テープ・ フロッピーディスク)	同 一 店 内	108円	108円		
	当会他店・系統金融機関あて	216円	324円		
	他 金 融 機 関 あ て	432円	648円		
送金手数料 (送金小切手1通)	当 会 あ て		432円		
	当 会 以 外 の 金 融 機 関 あ て		648円		
代 金 取 立 手 数 料 (1通につき)	同 地 あ て	当 店 ・ 同 一 手 形 交 換 所 区 域 内	216円		
		当 会 他 店	432円		
	同 地 以 外	当会以外の金融機関	普通扱	648円	
			至急扱	864円	
そ の 他 の 手 数 料	送金・振込の組戻手数料		864円		
	振込の訂正手数料	当 会 あ て	432円		
		当 会 以 外 の 金 融 機 関 あ て	648円		
	取立手形組戻手数料		864円		
	不渡手形返却料		864円		
取立手形店頭呈示料		864円			

その他の主な手数料

項 目	手 数 料
個人情報開示手数料 (1通)	2,160円
J A ネットバンク利用手数料 (月額)	無 料
債券口座管理手数料 (月額)	※108円

項 目	手 数 料	
F B (ファームバンキング)	契約手数料 (契約時)	16,200円
	基本手数料 (月 額)	5,400円

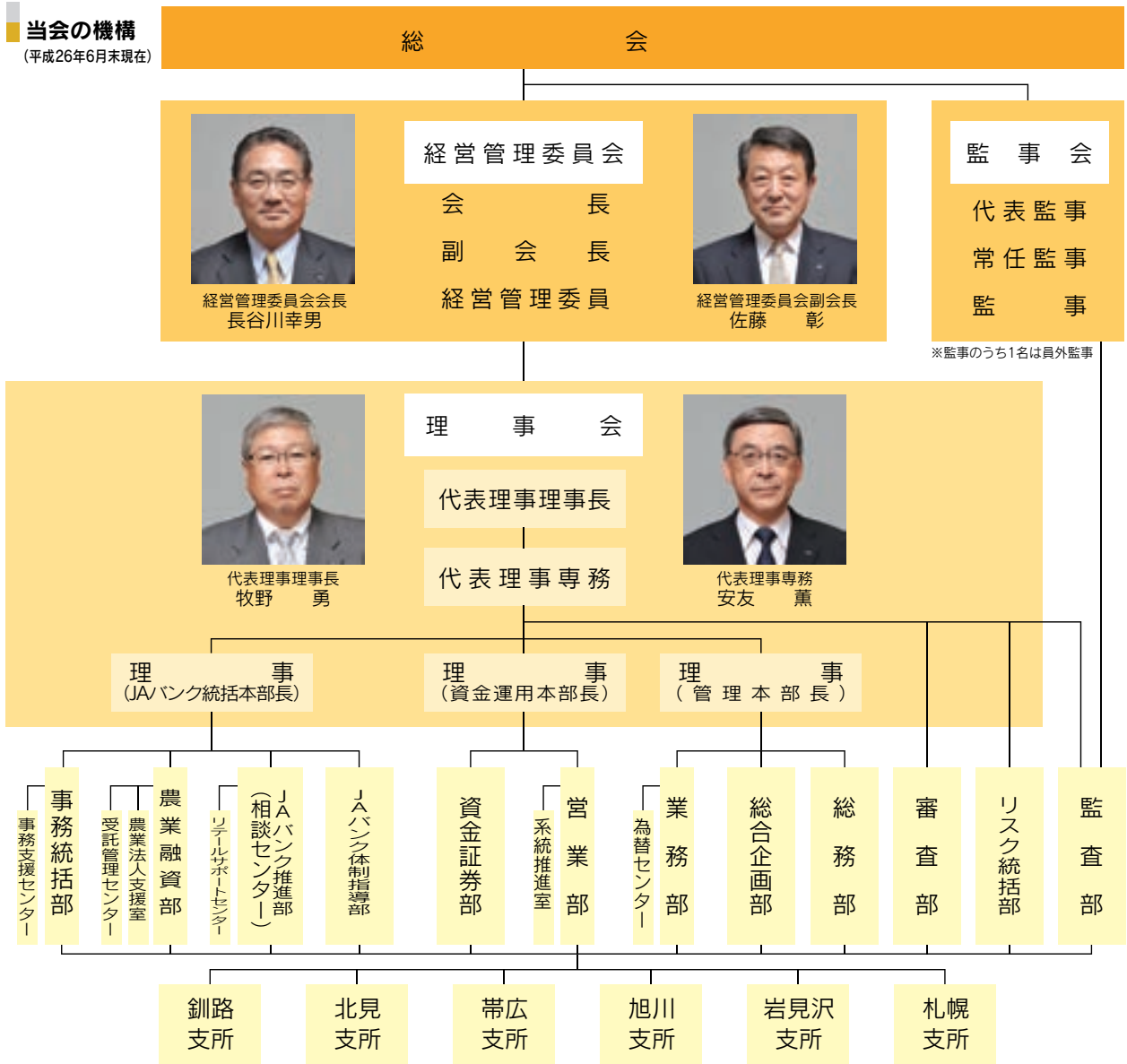
※印の手数は、当面の間無料でお取り扱いしています。



JA北海道信連
組織・ネットワーク

組織と機構

当会の機構 (平成26年6月末現在)



会員数

	平成24年度末	平成25年度末
正会員	139	138
准会員	114	112
合計	253	250

役員

(平成26年6月末現在)

経営管理委員会会長	長谷川 幸男	代表理事理事長	牧野 勇
経営管理委員会副会長	佐藤 彰	代表理事専務	安友 薫
経営管理委員 (非常勤)	高取 剛	理事	十河 徹
経営管理委員 (非常勤)	長谷川 裕昭	理事	酒井 茂行
経営管理委員 (非常勤)	西塚 秀夫	理事	川端 英裕
経営管理委員 (非常勤)	西川 孝範	代表監事 (非常勤)	杉本 修
経営管理委員 (非常勤)	辻 勇	常任監事	次田 透
経営管理委員 (非常勤)	畠山 良一	監事 (非常勤)	間木野 篤雄
経営管理委員 (非常勤)	宮本 英靖	監事 (非常勤)	藤田 範彦
経営管理委員 (非常勤)	中瀬 省	監事 (員外・非常勤)	上田 恵一
経営管理委員 (非常勤)	石川 修一		

ネットワーク



①本所・札幌支所
 札幌市中央区北4条西1丁目1番地
 本所
 TEL (011) 232-6010
 札幌支所
 TEL (011) 232-6060



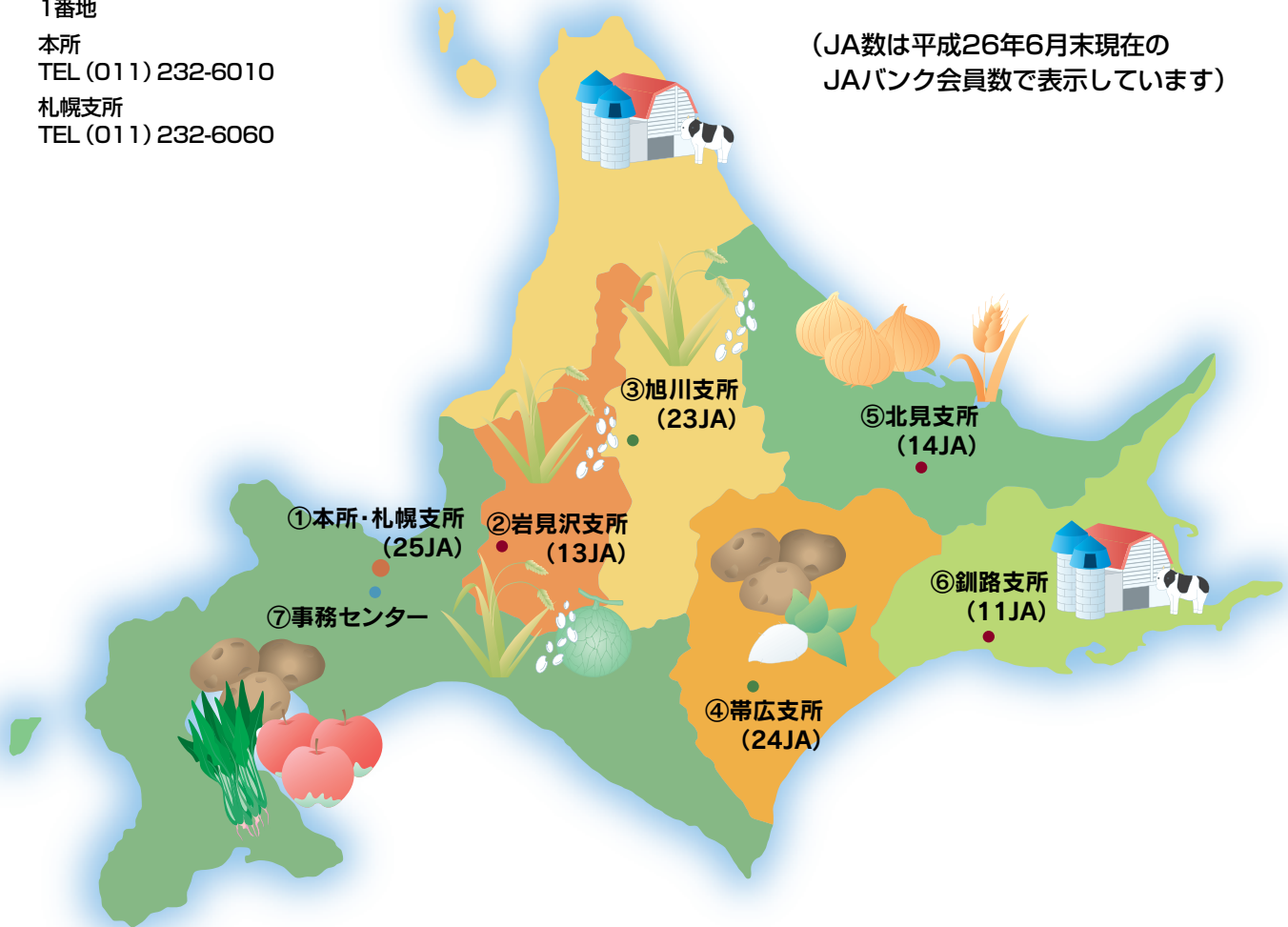
②岩見沢支所
 岩見沢市5条西5丁目2番地の1
 TEL (0126) 22-8202
 ※窓口業務 本所移管支所
 (窓口業務取扱平成24年9月終了)



③旭川支所
 旭川市宮下通14丁目右1号
 TEL (0166) 24-1381
 ※窓口業務の取扱は平成26年7月11日まで



④帯広支所
 帯広市西3条南7丁目14番地
 TEL (0155) 23-2662
 ※窓口業務の取扱は平成26年7月11日まで



組織・ネットワーク



⑤北見支所
 北見市とん田東町617番地
 TEL (0157) 23-4726
 ※窓口業務 本所移管支所
 (窓口業務取扱平成25年6月終了)



⑥釧路支所
 釧路市黒金町12丁目10番地の1
 TEL (0154) 22-4813
 ※窓口業務 本所移管支所
 (窓口業務取扱平成25年6月終了)



⑦事務センター
 札幌市豊平区福住1条4丁目13番13号
 TEL (011) 836-3389

職員数

	平成24年度末	平成25年度末
男子職員	233	227
女子職員	83	78
常勤嘱託	21	27
計	337	332

沿革

●昭和23年

農業協同組合法に基づき北海道信用農業協同組合連合会を設立

●昭和27年

資金量50億円達成

●昭和29年

農林漁業金融公庫資金取扱開始

●昭和30年

資金量100億円達成

1955



●昭和35年

稚内支所開設

1960

●昭和38年

資金量500億円達成

住宅金融公庫資金取扱開始



●昭和41年

系統内国為替取扱開始

●昭和42年

資金量1,000億円達成

本所事務所、共済ビルへ移転

●昭和47年

農業者年金基金資金取扱開始

●昭和48年

貯金・為替業務のオンライン化

農水産業協同組合貯金保険制度発足

農協信用事業相互援助制度発足

●昭和49年

1974



●昭和53年

資金量5,000億円達成

定期性貯金オンライン化

国民金融公庫進学資金取扱開始

●昭和54年

全国銀行内国為替制度加盟

●昭和57年

北海道信連事務センター完成

●昭和59年

農協信用事業オンラインシステム稼働

北海道信連サービス(株)設立

全国農協貯金ネットサービスシステム稼働

●昭和60年

1985

●昭和61年

資金量1兆円達成

系統自動決済サービスシステム完成

国債等代理窓販業務開始

●昭和62年

貸出金オンラインシステム稼働

●昭和63年

北海道キャッシュサービス取扱開始

●平成元年

受託資金オンラインシステム稼働

信連日計システム稼働

●平成2年

都銀、地銀とのCDオンライン提携

1990

国債窓販システム稼働

●平成3年

(株)ジェイエネット北海道設立

第二地銀、信金、信組、労金とのCDオンライン提携

●平成4年

農協信用事業収益管理システム稼働

●平成5年

研修センター完成

貸出取引先管理システム導入

●平成6年

国債等窓販業務取扱開始

●平成7年

手形管理システム導入

1995

貸出稟議システム導入

●平成8年

農協信用事業新オンラインシステム稼働

●平成9年

信託代理業務取扱開始

●平成10年

東京連絡事務所閉鎖・倶知安支所を札幌支所に統合

FBサービス取扱開始

●平成11年

留萌支所および稚内支所を旭川支所に統合

外貨預金取扱開始

投資信託窓販業務取扱開始

後配出資による資本調達

●平成12年

中標津支所を釧路支所に統合

2000

郵便貯金とのCD・ATMオンライン提携

●平成13年

北農ビルおよびJAパーキング竣工

インターネットバンキングサービス取扱開始

●平成14年

JAバンクシステム発足

経営管理委員会制度導入

●平成15年

函館支所および苫小牧支所を札幌支所に統合

環境負荷低減活動に着手

永久劣後ローンによる資本調達(第一次)

決済用貯金導入

永久劣後ローンによる資本調達(第二次)

●平成17年

ペイオフ全面解禁

2005

印鑑照会システム稼働

●平成18年

JAバンク新システム(JASTEMシステム)開通



資金量 2兆円達成

新会内ネットワークシステム稼働

農業融資研究会立ち上げ

普通出資・後配出資による資本調達

格付自己査定システム導入

JASTEM次期システム移行完了

●平成19年

農業法人セミナー・交流会の開催

●平成20年

岩見沢支所窓口業務を本所へ移管

●平成21年

新会内ネットワークシステム稼働

●平成22年

北見・釧路支所窓口業務を本所へ移管

●平成23年

●平成24年

●平成25年

JA北海道信連
—資料編Ⅰ 経営状況等—

単体財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	平成24年度 (平成25年3月31日)	平成25年度 (平成26年3月31日)	負債・純資産の部	平成24年度 (平成25年3月31日)	平成25年度 (平成26年3月31日)
現金	3,503	2,035	貯当座貯金	2,454,268	2,487,052
預け金	1,348,587	1,414,259	普通貯金	39,019	51,449
系統預け金	1,341,957	1,403,278	貯蓄貯金	39,272	38,786
系統外預け金	6,630	10,980	通知貯金	310	285
コールローン	-	-	別段貯金	74,409	67,275
買現先勘定	-	-	定期貯金	31,837	32,202
金銭の信託	5,055	2,886	定期積金	2,269,392	2,297,021
有価証券	728,984	744,879	定期積金	27	30
国債	351,271	471,006	譲渡性貯金	115,310	143,223
地方債	161,339	146,720	借用金	25,800	25,800
社債	165,523	75,616	代理業務勘定	145	35
外国証券	27,803	21,836	その他負債	6,737	4,871
株式	3,041	3,662	未払利息その他	3,419	3,459
その他証券	20,005	26,036	その他の負債	3,318	1,411
貸出金	563,822	555,416	諸引当金	10,568	10,461
手形貸付	19,630	18,843	相互援助積立金	5,589	5,589
証書貸付	452,197	452,827	賞与引当金	271	262
当座貸越	91,993	83,745	退職給付引当金	4,076	3,969
割引手形	-	-	役員退職慰労引当金	85	107
その他資産	3,121	2,988	特別業務負担金引当金	545	532
未収利息その他	2,402	2,206	繰延税金負債	5,449	6,298
その他資産	719	782	再評価に係る繰延税金負債	1,746	1,746
有形固定資産	9,340	9,219	債務保証	38,080	37,020
建物	2,302	2,191	負債の部合計	2,658,106	2,716,508
土地	6,977	6,977	出資金	94,599	95,879
その他の有形固定資産	60	50	(うち後配出資金)	(48,650)	(48,650)
無形固定資産	264	263	資本準備金	-	-
ソフトウェア	250	250	利益剰余金	6,033	14,975
その他の無形固定資産	14	13	利益準備金	-	1,210
外部出資	93,424	93,416	その他利益剰余金	6,033	13,765
系統出資	90,202	90,195	(うち当期未処分剰余金)	(9,546)	(9,859)
系統外出資	3,211	3,211	会員資本合計	100,632	110,855
子会社等出資	10	10	その他有価証券評価差額金	29,718	30,052
債務保証見返	38,080	37,020	土地再評価差額金	4,487	4,487
貸倒引当金	△1,115	△365	評価・換算差額等合計	34,206	34,540
外部出資等損失引当金	△124	△116	純資産の部合計	134,839	145,395
資産の部合計	2,792,945	2,861,904	負債および純資産の部合計	2,792,945	2,861,904

◆ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	平成24年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	平成25年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
経 常 収 益	33,668	33,740
資金運用収益	25,117	24,921
(うち貸出金利息)	(7,774)	(7,256)
(うち預け金利息)	(9,549)	(9,765)
(うち有価証券利息配当金)	(7,790)	(7,897)
役務取引等収益	3,391	3,339
その他事業収益	4,201	4,376
その他経常収益	957	1,104
経 常 費 用	23,580	23,698
資金調達費用	15,084	15,320
(うち貯金利息)	(14,167)	(14,488)
役務取引等費用	1,695	1,683
その他事業費用	884	196
経 常 費	5,839	5,451
その他経常費用	76	1,046
経 常 利 益	10,088	10,042
特 別 利 益	0	0
特 別 損 失	2	10
税 引 前 当 期 利 益	10,086	10,032
法人税、住民税および事業税	6	6
法人税等調整額	533	167
法人税等合計	539	173
当 期 剰 余 金	9,546	9,859
当 期 首 繰 越 剰 余 金	△3,708	3,906
再 評 価 差 額 金 取 崩 額	196	—
当 期 未 処 分 剰 余 金	6,033	13,765

注) 1. 「(うち預け金利息)」には、受取奨励金・受取特別配当金が含まれています。
2. 「(うち貯金利息)」には、会員に対する支払奨励金が含まれています。

◆ 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成24年度	平成25年度
	金 額	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	6,033	13,765
計	6,033	13,765
剰 余 金 処 分 額	2,127	8,944
利益準備金	1,210	1,980
任意積立金	0	5,200
(特別積立金)	(0)	(2,600)
(経営基盤安定化積立金)	(0)	(2,600)
出資配当金	0	511
事業分量配当金	917	1,253
次 期 繰 越 剰 余 金	3,906	4,821

注記表 (平成24年度)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。

- ・ 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）

- ・ その他有価証券
 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
 (4) テリパティブ取引の評価は時価法により行っております。
 (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。

建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は7年～50年であります。

建物以外 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は2年～20年であります。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当年度より平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べて、当年度の経常利益および税引前当期利益が1百万円増加しております。

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（原則5年）に基づいて償却しております。
 (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 (8) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生してい

る債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上し、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した統括部署が査定結果を検証しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は638百万円であります。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「北海道JAバンク支援制度要領」に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

④退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は、発生年度における一括処理としております。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、将来の支給見込額のうち当年度末までに発生していると認められる額を基礎として計上しております。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。

⑦外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため、外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

- (9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (10) 消費税および地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
- ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,730百万円、圧縮記帳額は516百万円であります。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	13百万円	12百万円	26百万円
オペレーティング・リース	2百万円	4百万円	6百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|-------|------|
| 担保に供している資産 | 差入保証金 | 2百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 貯金 | 2百万円 |
- 上記のほか、為替決済取引および当座借越取引の担保として定期預金287,000百万円を差し入れています。
- (4) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は323百万円であります。
- (6) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (8) 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は1,922百万円あります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- (9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- (10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

- (11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は1,922百万円であります。

なお、(8) から (11) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (12) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、期末時点の額面金額はありません。
- (13) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、358,302百万円あります。
- (14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金42,198百万円が含まれております。
- (15) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金25,800百万円が含まれております。
- (16) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税に基づいて、再評価後の水準を公の適正地価である公示価格水準とし、その公示価格を基礎としている路線価・固定資産税評価額を基礎に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,198百万円

3 損益計算書に関する事項

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 9百万円 |
| うち事業取引高 | 9百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 224百万円 |
| うち事業取引高 | 224百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円 |
| (3) その他経常費用に含まれる貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は141百万円あります。 | |

4 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、北海道を事業区域として、地元のJA等が会員となつて運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であ

注記表 (平成24年度)

り、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域へ貸付けを行い、余裕金を当会が預かる仕組みとなっております。

当会はこれを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、道内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、当会の余裕金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として道内の取引先（および個人）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび市場リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい非上場の円貨建外国証券が27,803百万円含まれております。

借入金は、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金であります。劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

デリバティブ取引は、その他保有目的で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券オプション取引を行っております。これは、金利の変動リスク（債券相場の価格変動リスク）に晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用リスク管理の基本方針等の策定、各種限度枠およびスプレッドガイドラインの設定、与信ポートフォリオの分析をリスク統括部が行っており、分析内容は定期的に経営陣による理事会およびリスク管理委員会、ALM委員会に対し、報告を行っております。

貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、営業部、農業融資部および各支所の他審査部により行われ、また、定期的に経営陣による融資協議会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うとともに、

リスク統括部においても発行体の信用リスクおよび時価情報の管理を行っております。

これらの与信管理については、定期的に経営陣による余裕金運用会議を開催し、報告を行っております。

b 市場リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および市場リスクに関する管理諸規程に従い、市場リスク管理の基本方針等の策定、市場ポートフォリオの状況分析、市場リスク量の計測、市場リスクの分析をリスク統括部が行っており、分析内容は定期的に経営陣による理事会およびリスク管理委員会、ALM委員会を開催し、報告を行っております。

(a) 金利リスクの管理

投資方針の決定はALM委員会および余裕金運用会議、取引の執行は資金証券部が行い、リスク統括部がポートフォリオの状況、リスク管理委員会等における決定事項の執行状況、限度枠等の遵守状況をモニタリング（警告その他の具体的抑止行動を含む。）しております。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立した中で、行っております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,958百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響

が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しております。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、リスクマネジメント基本方針および流動性リスクに関する管理諸規程に従い、流動性リスク管理の基本的な考え方の策定、資金繰りリスクの統括をリスク統括部が行っております。

日次および月次ベースでの資金繰り実績の把握・計画の策定と実績管理は資金証券部が実施しており、月次ベースについては、資金証券部よりリスク統括部へ報告しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,348,587	1,346,346	△2,241
金銭の信託			
その他目的	5,055	5,055	-
有価証券			
満期保有目的の債券	116,305	121,292	4,987
その他有価証券	612,679	612,679	-
貸出金	563,901		
貸倒引当金	1,079		
貸倒引当金控除後	562,821	570,644	7,822
資産計	2,645,449	2,656,018	10,569
貯金	2,569,578	2,574,802	5,224
負債計	2,569,578	2,574,802	5,224

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金79百万円を含めております。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金115,310百万円を含めております。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	93,424百万円
合 計	93,424

(注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、上記貸借対照表計上額に対して、外部出資等損失引当金を124百万円計上しております。

注記表 (平成24年度)

④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,348,587	-	-	-	-	-
有価証券 満期保有目的 の債券	21,419	7,188	26,068	12,747	10,668	37,403
その他有価証 券のうち満期 があるもの	59,019	58,854	27,281	41,807	65,635	311,153
貸出金	178,951	58,458	64,445	47,608	38,577	175,005
合 計	1,607,978	124,502	117,794	102,163	114,880	523,562

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）48,148百万円については「1年以内」に含めております。
また、期限のない劣後特約付貸出金41,198百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等611百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件163百万円は償還日が特定できないため、含めておりません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,774,501	289,304	687	229,645	160,128	-
譲渡性貯金	115,310	-	-	-	-	-
合 計	1,889,811	289,304	687	229,645	160,128	-

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国 債	40,918	43,301	2,382
	地 方 債	58,625	60,829	2,203
	政府保証債	5,750	6,052	302
	金 融 債	10,010	10,116	105
	小 計	115,305	120,299	4,994
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	外国証券	1,000	993	△6
	小 計	1,000	993	△6
合 計		116,305	121,292	4,987

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株 式 債 券	1,233	2,455	1,221
	国 債	261,490	276,449	14,958
	地 方 債	99,741	102,713	2,972
	政府保証債	8,978	9,158	180
	金 融 債	85,534	86,315	780
	社 債	50,347	52,187	1,840
	外国証券	7,787	17,621	9,833
	そ の 他	14,057	19,506	5,448
	小 計	529,171	566,407	37,235
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株 式 債 券	709	585	△123
	国 債	34,181	33,903	△278
	社 債	2,105	2,100	△4
	外国証券	9,372	9,182	△190
	そ の 他	499	499	△0
	小 計	46,869	46,271	△597
合 計		576,040	612,679	36,638

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債6,953百万円を差し引いた金額29,684百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	102,585	2,099	198
合 計	102,585	2,099	198

6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

①運用目的の金銭の信託

該当ありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の金 銭の信託	5,055	5,009	46	92	△45

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債13百万円を差し引いた金額33百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。

②退職給付債務およびその内訳

a 退職給付債務	△4,076百万円
b 年金資産	－百万円
c 前払年金費用	－百万円
d 未認識過去勤務債務	－百万円
e 未認識数理計算上の差異	－百万円
f 会計基準変更時差異の未処理額	－百万円
退職給付引当金	△4,076百万円

③退職給付費用の内訳

a 勤務費用	157百万円
b 利息費用	78百万円
c 期待運用収益	－百万円
d 過去勤務債務の費用処理額	－百万円
e 数理計算上の差異の費用処理額	339百万円
f 会計基準変更時差異の費用処理額	－百万円
g 臨時に支払った割増退職金	9百万円
退職給付費用	585百万円

④退職給付債務等の計算基礎

- 採用した割引率は0.9%としております。
- 退職給付見込額については、発生給付評価方法に基づき、勤務年数による期間按分方式を採用しております。
- 過去勤務債務は発生年度における一括処理としております。
- 数理計算上の差異は発生年度における一括処理としております。

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、36百万円となっておりますが、損益計算書上は特例業務負担金引当金戻入額36百万円と相殺して表示しております。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	27百万円
賞与引当金超過額	78百万円
退職給付引当金超過額	1,144百万円
相互援助積立金超過額	1,565百万円
有価証券有税償却額	4,287百万円
減価償却超過額	67百万円
貸出金未収利息否認額	27百万円
税務上の繰越欠損額	7,518百万円
その他有価証券等評価差額金	149百万円
その他	244百万円
繰延税金資産小計	15,111百万円
評価性引当額	△13,444百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,666百万円
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	△7,116百万円
繰延税金負債合計 (B)	△7,116百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△5,449百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	29.0%
(調整)	
事業分量配当金等永久に損金に算入される項目	△2.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
住民税均等割等	0.0%
評価性引当額の増減	△22.4%
その他	1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.3%

9 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

注記表 (平成25年度)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。

- ・ 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 子会社・子法人等株式および関連法人等株式
…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ その他有価証券
時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
 (4) テリパティブ取引の評価は時価法により行っております。
 (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。

建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は7年～50年であります。

建物以外 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は2年～20年であります。

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（原則5年）に基づいて償却しております。
 (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 (8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以

下、「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上し、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した統括部署が査定結果を検証しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は68百万円であります。

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、「北海道JAバンク支援制度要領」に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。また、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は、発生年度における一括処理としております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、将来の支給見込額のうち当年度末までに発生していると認められる額を基礎として計上しております。

⑥ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。

⑦ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため、外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

- (9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(10) 消費税および地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2 会計方針の変更に関する事項

(1) 退職給付会計

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当年度末より適用しております。（ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）。

なお、これによる貸借対照表に与える影響はありません。

3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,807百万円、圧縮記帳額は516百万円であります。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未經過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	11百万円	18百万円	30百万円
オペレーティング・リース	1百万円	2百万円	4百万円

(3) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	差入保証金	1百万円
担保資産に対応する債務	貯金	2百万円

上記のほか、為替決済取引および当座借越取引の担保として定期預金302,000百万円を差し入れています。

(4) 子会社等に対する金銭債権はありません。

(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は338百万円であります。

(6) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。

(7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。

(8) 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は585百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

(9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先

債権および延滞債権に該当しないものであります。

(10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

(11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は585百万円であります。

なお、(8) から (11) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(12) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、期末時点の額面金額はありません。

(13) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、357,216百万円であります。

(14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金42,198百万円が含まれております。

(15) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金25,800百万円が含まれております。

(16) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税に基づいて、再評価後の水準を公の適正地価である公示価格水準とし、その公示価格を基礎としている路線価・固定資産税評価額を基礎に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,187百万円

4 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額 9百万円
うち事業取引高 9百万円
うち事業取引以外の取引高 ー百万円

(2) 子会社等との取引による費用総額 222百万円
うち事業取引高 222百万円
うち事業取引以外の取引高 ー百万円

(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は7百万円であります。

注記表 (平成25年度)

また、債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、売却損と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は94百万円であります。

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、北海道を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは、組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域へ貸付けを行い、余裕金を当会が預かる仕組みとなっております。

当会は、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、道内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、当会の余裕金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として道内の取引先（および個人）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび市場リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい非上場の円貨建外国証券が20,836百万円含まれております。

借入金は、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金であります。劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

デリバティブ取引は、その他保有目的で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券オプション取引を行っております。これは、金利の変動リスク（債券相場の価格変動リスク）に晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用リスク管理の基本方針等の策定、各種限度枠およびスプレッドガイドラインの設定、与信ポートフォリオの分析をリスク統括部が行っており、これらの運営状況や分析内容は定期的に理事会、リスク管理委員会およびALM委員会に対し、報告しております。

貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証

や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、営業部、農業融資部および各支所の他審査部が行っており、必要の都度、融資協議会を開催し、報告しております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、資金証券部において信用情報や時価の把握を定期的に行うとともに、リスク統括部においても発行体の信用リスクおよび時価情報の管理を行っております。これらの与信管理については、定期的にリスク管理委員会に対し、報告しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および市場リスクに関する諸規程に従い、ALMによる金利リスクの管理を行っております。また、資産・負債を総合的に管理し、運用方針等を策定するALM委員会において、金利リスクの把握・分析、対応策等の協議を行っており、総合企画部が資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、シミュレーション分析や金利感応度分析等のモニタリングを行い、ALM委員会に対し、報告しております。

また、リスク統括部が金利リスクの計測・分析等のモニタリングを行い、定期的に理事会、リスク管理委員会およびALM委員会に対し報告しております。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会および余裕金運用会議で決定した方針に基づき余裕金運用規程に従い行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、定期的に理事会およびリスク管理委員会に対し、報告しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立した中で、行っております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産および金融負債につ

いて、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,747百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および流動性リスクに関する管理諸規程に従い、リスク管理委員会において流動性リスク管理の基本方針を策定するとともに、資金繰り逼迫度に応じた対応策等の協議を行っております。

日次および月次ベースでの資金繰り計画の策定と実績管理は資金証券部が行っており、月次ベースについては、資金証券部が余裕金運用会議に対し報告するとともに、リスク統括部において逼迫度の状況をモニタリングしております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	1,414,259	1,412,382	△1,876
金銭の信託			
その他目的	2,886	2,886	-
有価証券			
満期保有目的の債券	94,645	98,671	4,025
その他有価証券	650,234	650,234	-
貸出金	555,489		
貸倒引当金	352		
貸倒引当金控除後	555,137	561,971	6,833
資産計	2,717,162	2,726,145	8,983
貯金	2,630,275	2,639,053	8,778
負債計	2,630,275	2,639,053	8,778

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金73百万円を含めております。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金143,223百万円を含めております。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額	
外部出資	93,416百万円
合 計	93,416

(注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、上記貸借対照表計上額に対して、外部出資等損失引当金を116百万円計上しております。

注記表 (平成25年度)

④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,414,259	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	7,188	26,068	12,747	10,668	1,586	35,816
その他有価証券のうち満期があるもの	20,360	10,944	27,413	61,817	33,000	441,442
貸出金	165,021	65,302	51,294	43,221	53,023	177,466
合計	1,606,829	102,316	91,455	115,708	87,611	654,725

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）42,130百万円については「1年以内」に含めております。
2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等55百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,096,209	828	229,831	160,124	59	-
譲渡性貯金	143,223	-	-	-	-	-
合計	2,239,432	828	229,831	160,124	59	-

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価が貸借対照表計上額を超えないものはありません。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	25,910	28,054	2,143
	地 方 債	57,000	58,628	1,628
	政府保証債	5,734	5,960	225
	金 融 債	5,000	5,016	16
	外 国 証 券	1,000	1,011	11
	小 計	94,645	98,671	4,025
合計		94,645	98,671	4,025

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式 債 券	1,356	2,846	1,490
	国 債	377,711	393,524	15,813
	地 方 債	85,171	87,515	2,343
	社 債	58,210	60,030	1,820
	外国証券	8,508	16,612	8,104
	そ の 他	14,709	23,105	8,395
	小 計	545,667	583,634	37,967
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式 債 券	1,033	816	△217
	国 債	51,597	51,570	△27
	地 方 債	2,213	2,204	△9
	社 債	4,866	4,851	△14
	外国証券	4,288	4,224	△63
	そ の 他	2,956	2,931	△24
	小 計	66,956	66,599	△356
合計		612,623	650,234	37,611

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債7,623百万円を差し引いた金額29,988百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	79,829	1,435	16
合計	79,829	1,435	16

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

①運用目的の金銭の信託

該当ありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の金銭の信託	2,886	2,796	89	116	△26

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債25百万円を差し引いた金額64百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を採用しております。退職給付として、ポイント制（職能ポイント、勤続ポイント）に基づいた一時金を支給しており従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

②確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,076百万円
勤務費用	166百万円
利息費用	36百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△3百万円
退職給付の支払額	<u>△306百万円</u>
期末における退職給付債務	<u>3,969百万円</u>

b 退職給付債務と貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,969百万円
貸借対照表に計上された負債の額	<u>3,969百万円</u>
退職給付引当金	<u>3,969百万円</u>
貸借対照表に計上された負債の額	<u>3,969百万円</u>

c 退職給付に関連する損益

勤務費用	166百万円
利息費用	36百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△3百万円
臨時に支払った割増退職金	<u>12百万円</u>
確定給付制度にかかる退職給付費用	<u>212百万円</u>

d 数理計算上の基礎計算に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております）

割引率	0.9%
-----	------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、35百万円となっておりますが、損益計算書上は特例業務負担金引当金戻入額35百万円と相殺して表示しております。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等繰延税金資産

貸倒引当金超過額	3百万円
賞与引当金超過額	73百万円
退職給付引当金超過額	1,111百万円
相互援助積立金超過額	1,565百万円
有価証券有税償却額	3,371百万円
減価償却超過額	63百万円
JAバンクサポート基金拠出	280百万円
特例業務負担金引当金	149百万円
税務上の繰越欠損額	5,744百万円
その他有価証券等評価差額金	60百万円
その他	99百万円
繰延税金資産小計	12,521百万円
評価性引当額	<u>△11,111百万円</u>
繰延税金資産合計 (A)	1,410百万円
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	<u>△7,708百万円</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>△7,708百万円</u>
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	<u>△6,298百万円</u>

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	29.0%
(調整)	
事業分量配当金等永久に損金に算入される項目	△3.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3%
住民税均等割等	0.1%
評価性引当額の増減	△24.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△0.5%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.7%

(3) 法人税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の29%から28%となります。この税率変更により、繰延税金資産が48百万円減少し、法人税等調整額が48百万円増加しています。

10 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

連結財務諸表

◆ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	平成24年度 (平成25年3月31日)	平成25年度 (平成26年3月31日)	負債および純資産の部	平成24年度 (平成25年3月31日)	平成25年度 (平成26年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	3,504	2,035	貯金	2,453,944	2,486,713
預け金	1,348,587	1,414,259	譲渡性貯金	115,310	143,223
コールローンおよび買入手形	-	-	借入金	25,800	25,800
買現先勘定	-	-	代理業務勘定	145	35
金銭の信託	5,055	2,886	その他負債	6,772	4,905
有価証券	728,984	744,879	諸引当金	10,640	6,518
貸出金	563,822	555,416	退職給付に係る負債	-	4,022
その他資産	3,158	3,024	繰延税金負債	5,421	6,268
有形固定資産	9,340	9,219	再評価に係る繰延税金負債	1,746	1,746
建物	2,302	2,191	債務保証	38,080	37,020
土地	6,977	6,977	負債の部合計	2,657,861	2,716,255
その他の有形固定資産	60	50	(純資産の部)		
無形固定資産	264	263	出資金	94,599	95,879
ソフトウェア	250	250	資本剰余金	-	-
その他の無形固定資産	14	13	利益剰余金	6,305	15,255
外部出資	93,414	93,406	会員資本合計	100,905	111,134
債務保証見返	38,080	37,020	その他有価証券評価差額金	29,718	30,052
貸倒引当金	△1,115	△365	土地再評価差額金	4,487	4,487
外部出資等損失引当金	△124	△116	評価・換算差額等合計	34,206	34,540
			少数株主持分	-	-
			純資産の部合計	135,111	145,675
資産の部合計	2,792,972	2,861,930	負債および純資産の部合計	2,792,972	2,861,930

◆ 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	平成24年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	平成25年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
経 常 収 益	33,837	33,905
資金運用収益	25,117	24,921
(うち貸出金利息)	(7,774)	(7,256)
(うち預け金利息)	(806)	(665)
(うち有価証券利息配当金)	(7,790)	(7,897)
役務取引等収益	3,566	3,512
その他事業収益	4,201	4,376
その他の経常収益	951	1,095
経 常 費 用	23,728	23,848
資金調達費用	15,084	15,320
(うち貯金利息)	(14,599)	(14,849)
役務取引等費用	2,126	2,111
その他事業費用	884	196
経 常 費	5,556	5,173
その他経常費用	76	1,046
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(-)
経 常 利 益	10,109	10,056
特 別 利 益	0	0
特 別 損 失	2	10
税金等調整前当期利益	10,107	10,047
法人税、住民税および事業税	17	14
法人税等調整額	530	165
法人税等合計	548	180
少数株主損益調整前当期利益	9,559	9,866
少 数 株 主 利 益	-	-
当 期 剩 余 金	9,559	9,866

◆ 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	平成24年度	平成25年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	-	-
資本剰余金増加額	-	-
資本剰余金減少額	-	-
資本剰余金期末残高	-	-
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	△3,449	5,388
利益剰余金増加額	9,755	9,866
(当期剰余金)	(9,559)	(9,866)
(土地再評価差額金取崩額)	(196)	(-)
利益剰余金減少額	917	1,764
(出資配当金)	(-)	(511)
(事業分量配当金)	(917)	(1,253)
利益剰余金期末残高	5,388	13,490

連結キャッシュ・フロー計算書

◆ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	平成24年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	平成25年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	10,107	10,047
減価償却費	295	273
減損損失	-	-
貸倒引当金の増加額	△ 523	△ 749
外部出資等損失引当金の増加額	△ 6	△ 8
退職給付引当金の増加額	135	△ 102
その他の引当金・積立金の増加額	△ 44	3
資金運用収益	△ 25,117	△ 24,921
資金調達費用	15,084	15,320
有価証券関係損益 (△)	△ 2,497	△ 2,312
金銭の信託の運用損益 (△)	△ 16	5
固定資産処分損益 (△)	2	10
貸出金の純増 (△) 減	△ 13,123	8,405
預け金の純増 (△) 減	△ 40,000	△ 160,000
貯金の純増減 (△)	69,344	60,681
コールローン等の純増 (△) 減	-	-
資金運用による収入	25,346	25,122
資金調達による支出	△ 14,483	△ 15,268
事業分量配当金の支払額	-	△ 917
その他	1,265	△ 2,078
小 計	25,769	△ 86,488
法人税等の支払額	△ 13	△ 17
事業活動によるキャッシュ・フロー	25,756	△ 86,505
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 114,766	△ 171,890
有価証券の売却による収入	102,581	80,366
有価証券の償還による収入	38,395	78,913
金銭の信託の増加による支出	△ 100	△ 36
金銭の信託の減少による収入	1,366	2,229
固定資産の取得による支出	△ 51	△ 157
固定資産の売却による収入	300	△ 4
外部出資の増加による支出	△ 5	-
外部出資の減少による収入	6	7
投資活動によるキャッシュ・フロー	27,728	△ 10,571

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	平成24年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	平成25年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	1,286	1,280
出資の減少による支出	—	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,286	1,280
4. 現金および現金同等物に係る換算差額	—	—
5. 現金および現金同等物の増加額	54,771	△95,797
6. 現金および現金同等物の期首残高	150,316	205,087
7. 現金および現金同等物の期末残高	205,087	109,290

連結注記表 (平成24年度)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
全ての子会社を連結しております。
子会社は、「第1事業概況書」の「2. 子会社等の状況」に記載の通りです。
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法を適用する非連結子会社および関連会社はありません。
- (3) 連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項
連結される全ての子会社の決算日は、毎年3月末日であります。
- (4) のれんの償却方法および償却期間に関する事項
のれんは、ありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。

2 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 - ・ 売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
時価のあるもの…原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。

建 物	定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は7年～50年であります。
建物以外	定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は2年～20年であります。

 （会計上見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）
法人税法の改正に伴い、当年度より平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。
これにより、従来の方法に比べて、当年度の経常利益および税金等調整前当期利益が1百万円増加しております。
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（原則5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場によ

る円換算額を付しております。

(8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上し、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した統括部署が査定結果を検証しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は638百万円であります。

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、「北海道JAバンク支援制度要綱」に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は、発生連結会計年度における一括処理としております。

なお、子会社については、簡便法を適用し、当事業年度末における職員の自己都合退職による場合の要支給額を基礎として計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、将来の支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を基礎として計上しております。

⑥ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。

⑦ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため、外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

- (9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

- (10) 消費税および地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

3 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,730百万円、圧縮記帳額は516百万円であります。
- (2) 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	15百万円	17百万円	33百万円
オペレーティング・リース	2百万円	4百万円	6百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産 差入保証金 2百万円
担保資産に対応する債務 貯金 2百万円
上記のほか、為替決済取引および当座借越取引の担保として定期預金287,000百万円を差し入れています。
- (4) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (5) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は1,922百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- (7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は1,922百万円であります。
なお、(6) から (9) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、当連結会計年度末時点の額面金額はありません。
- (11) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、358,302百万円であります。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金42,198百万円が含まれております。
- (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金25,800百万円が含まれております。

- (14) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税に基づいて、再評価後の水準を公の適正地価である公示価格水準とし、その公示価格を基礎としている路線価・固定資産税評価額を基礎に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,198百万円

4 連結損益計算書に関する事項

- (1) その他経常費用に含まれる貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は141百万円であります。

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、北海道を事業区域として、地元のJA等が会員となつて運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域へ貸付けを行い、余裕金を当会が預かる仕組みとなっております。

当会はこれを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、道内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、当会の余裕金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として道内の取引先（および個人）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび市場リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい非上場の円貨建外国証券が27,803百万円含まれております。

借入金には、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金であります。劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

デリバティブ取引は、その他保有目的で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券オプション取引を行っております。これは、金利の変動リスク（債券相場の価格変動リスク）に晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用リスク管理の基本方針等の策定、各種限度枠およびスプレッドガイドラインの設定、与信ポートフォリオの分析をリスク統括部が行

連結注記表 (平成24年度)

っており、分析内容は定期的に経営陣による理事会およびリスク管理委員会、ALM委員会に対し、報告を行っております。

貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、営業部、農業融資部および各支所の他審査部により行われ、また、定期的に経営陣による融資協議会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うとともに、リスク統括部においても発行体の信用リスクおよび時価情報の管理を行っております。

これらの与信管理については、定期的に経営陣による余裕金運用会議を開催し、報告を行っております。

b) 市場リスクの管理

当社は、リスクマネジメント基本方針および市場リスクに関する管理諸規程に従い、市場リスク管理の基本方針等の策定、市場ポートフォリオの状況分析、市場リスク量の計測、市場リスクの分析をリスク統括部が行っており、分析内容は定期的に経営陣による理事会およびリスク管理委員会、ALM委員会を開催し、報告を行っております。

(a) 金利リスクの管理

投資方針の決定はALM委員会および余裕金運用会議、取引の執行は資金証券部が行い、リスク統括部がポートフォリオの状況、リスク管理委員会等における決定事項の執行状況、限度枠等の遵守状況をモニタリング（警告その他の具体的抑止行動を含む。）しております。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立した中で、行っております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあつての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,958百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しております。

c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および流動性リスクに関する管理諸規程に従い、流動性リスク管理の基本的な考え方の策定、資金繰りリスクの統括をリスク統括部が行っております。

日次および月次ベースでの資金繰り実績の把握・計画の策定と実績管理は資金証券部が実施しており、月次ベースについては、資金証券部よりリスク統括部へ報告しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,348,587	1,346,346	△2,241
金銭の信託			
その他目的	5,055	5,055	-
有価証券			
満期保有目的の債券	116,305	121,292	4,987
その他有価証券	612,679	612,679	-
貸出金	563,901		
貸倒引当金	1,079		
貸倒引当金控除後	562,821	570,644	7,822
資産計	2,645,449	2,656,018	10,569
貯金	2,569,254	2,574,317	5,062
負債計	2,569,254	2,574,317	5,062

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
2. 貸出金には、連結貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金79百万円を含めております。
3. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金115,310百万円を含めております。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b) 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しております。

c) 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格に

よっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額
外部出資	93,414百万円
合 計	93,414

(注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、上記連結貸借対照表計上額に対して、外部出資等損失引当金を124百万円計上しております。

④金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,348,587	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	21,419	7,188	26,068	12,747	10,668	37,403
その他有価証券のうち満期があるもの	59,019	58,854	27,281	41,807	65,635	311,153
貸出金	178,951	58,458	64,445	47,608	38,577	175,005
合 計	1,607,978	124,502	117,794	102,163	114,880	523,562

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）48,148百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金41,198百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等611百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。
3. 貸出金の分割実行案件うち、貸付決定額の一部実行案件163百万円は償還日が特定できないため、含めておりません。

⑤有利負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,774,178	289,304	687	229,645	160,128	-
譲渡性貯金	115,310	-	-	-	-	-
合 計	1,889,488	289,304	687	229,645	160,128	-

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	40,918	43,301	2,382
	地 方 債	58,625	60,829	2,203
	政府保証債	5,750	6,052	320
	金 融 債	10,010	10,116	105
	小 計	115,305	120,299	4,994
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	1,000	993	△6
	小 計	1,000	993	△6
合 計		116,305	121,292	4,987

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式 債 券	1,233	2,455	1,221
	国 債	261,490	276,449	14,958
	地 方 債	99,741	102,713	2,972
	政府保証債	8,978	9,158	180
	金 融 債	85,534	86,315	780
	社 債	50,347	52,187	1,840
	外国証券	7,787	17,621	9,833
	そ の 他	14,057	19,506	5,448
	小 計	529,171	566,407	37,235
	連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式 債 券	709	585
国 債		34,181	33,903	△278
社 債		2,105	2,100	△4
外国証券		9,372	9,182	△190
そ の 他		499	499	△0
合 計	576,040	612,679	36,638	

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債6,953百万円を差し引いた金額29,684百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	102,585	2,099	198
合 計	102,585	2,099	198

連結注記表 (平成24年度)

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

- ①運用目的の金銭の信託
該当ありません。
- ②満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。
- ③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借 対照表 計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	5,055	5,009	46	92	△45

- (注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債 13 百万円を差し引いた金額 33 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

- ①採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。

②退職給付債務およびその内訳

a 退職給付債務	△4,124百万円
b 年金資産	－百万円
c 前払年金費用	－百万円
d 未認識過去勤務債務	－百万円
e 未認識数理計算上の差異	－百万円
f 会計基準変更時差異の未処理額	－百万円
退職給付引当金	△4,124百万円

③退職給付費用の内訳

a 勤務費用	200百万円
b 利息費用	78百万円
c 期待運用収益	－百万円
d 過去勤務債務の費用処理額	－百万円
e 数理計算上の差異の費用処理額	339百万円
f 会計基準変更時差異の費用処理額	－百万円
g 臨時に支払った割増退職金	9百万円
退職給付費用	628百万円

④退職給付債務等の計算基礎

- a 採用した割引率は0.9%としております。
- b 退職給付見込額については、発生給付評価方法に基づき、勤務年数による期間按分方式を採用しております。
- c 過去勤務債務は発生年度における一括処理としております。
- d 数理計算上の差異は発生年度における一括処理としております。

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、36百万円となっておりますが、連結損益計算書上は特例業務負担金引当金戻入額36百万円と相殺して表示しております。

9 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	27百万円
賞与引当金超過額	82百万円
退職給付引当金超過額	1,163百万円
相互援助積立金超過額	1,565百万円
有価証券有税償却額	4,287百万円
減価償却超過額	67百万円
貸出金未収利息否認額	27百万円
税務上の繰越欠損額	7,518百万円
その他有価証券等評価差額金	149百万円
その他	250百万円
繰延税金資産小計	15,140百万円
評価性引当額	△13,444百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,695百万円
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	△7,116百万円
繰延税金負債合計 (B)	△7,116百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△5,421百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	29.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
事業分量配当金等永久に損金に算入される項目	△2.6%
住民税均等割等	0.0%
評価性引当額の増減	△22.3%
その他	1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.4%

10 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

連結注記表 (平成25年度)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
 全ての子会社を連結しております。
 子会社は、「第1事業概況書」の「2. 子会社等の状況」に記載の通りです。
- (2) 持分法の適用に関する事項
 持分法を適用する非連結子会社および関連会社はありません。
- (3) 連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項
 連結される全ての子会社の決算日は、毎年3月末日であります。
- (4) のれんの償却方法および償却期間に関する事項
 のれんは、ありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲
 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。

2 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 - ・ 売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの…原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しております。
- (4) テリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。
 - 建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は7年～50年であります。
 - 建物以外 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は2年～20年であります。
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（原則5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
 貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそ

れと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上し、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した統括部署が査定結果を検証しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は68百万円であります。

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、「北海道JAバンク支援制度要領」に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、将来の支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を基礎として計上しております。

⑤ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。

⑥ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため、外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は、発生連結会計年度における一括処理としております。

なお、子会社については、簡便法を適用し、当事業年度末における職員の自己都合退職による場合の要支給額を基礎として計上しております。

(10) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(11) 消費税および地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結注記表 (平成25年度)

3 会計方針の変更に関する注記

(1) 退職給付会計

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用しております。(ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が4,022百万円計上されております。

4 連結貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,807百万円、圧縮記帳額は516百万円であります。

(2) 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	14百万円	22百万円	36百万円
オペレーティング・リース	1百万円	2百万円	4百万円

(3) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	差入保証金	1百万円
担保資産に対応する債務	貯金	2百万円

上記のほか、為替決済取引および当座借越取引の担保として定期預金302,000百万円を差し入れています。

(4) 当会の理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。

(5) 当会の理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。

(6) 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は585百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

(7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

(8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

(9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は585百万円であります。

なお、(6) から (9) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、当連結会計年度末時点の額面金額はありません。

(11) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契

約に係る融資未実行残高は、357,216百万円であります。

(12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金42,198百万円が含まれております。

(13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金25,800百万円が含まれております。

(14) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当会の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税に基づいて、再評価後の水準を公の適正地価である公示価格水準とし、その公示価格を基礎としている路線価・固定資産税評価額を基礎に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,187百万円

5 連結損益計算書に関する事項

(1) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は7百万円であります。

また、債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、売却損と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は94百万円であります。

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、北海道を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域へ貸付けを行い、余裕金を当会が預かる仕組みとなっております。

当会はこれを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、道内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、当会の余裕金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として道内の取引先(および個人)に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび市場リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい非上場の円貨建外国証券が20,836百万円含まれております。

借入金は、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金であります。劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その分劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

デリバティブ取引は、その他保有目的で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券オプション取引を行っております。これは、金利の変動リスク（債券相場の価格変動リスク）に晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用リスク管理の基本方針等の策定、各種限度枠およびスプレッドガイドラインの設定、与信ポートフォリオの分析をリスク統括部が行っており、これらの運営状況や分析内容は定期的に理事会、リスク管理委員会およびALM委員会に対し、報告しております。

貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、営業部、農業融資部および各支所の他審査部が行っており、必要の都度、融資協議会を開催し、報告しております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、資金証券部において信用情報や時価の把握を定期的に行うとともに、リスク統括部においても発行体の信用リスクおよび時価情報の管理を行っております。これらの与信管理については、定期的にリスク管理委員会に対し、報告しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および市場リスクに関する諸規程に従い、ALMによる金利リスクの管理を行っております。また、資産・負債を総合的に管理し、運用方針等を策定するALM委員会において、金利リスクの把握・分析、対応策等の協議を行っており、総合企画部が資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、シミュレーション分析や金利感応度分析等のモニタリングを行い、ALM委員会に対し、報告しております。

また、リスク統括部が金利リスクの計測・分析等のモニタリングを行い、定期的に理事会、リスク管理委員会およびALM委員会に対し報告しております。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会および余裕金運用会議で決定した方針に基づき余裕金運用規程に従い行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、定期的に理事会およびリスク管理委員会に対し、報告しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立した中で、行っております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」で

あります。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,747百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および流動性リスクに関する管理諸規程に従い、リスク管理委員会において流動性リスク管理の基本方針を策定するとともに、資金繰り逼迫度に応じた対応策等の協議を行っております。

日次および月次ベースでの資金繰り計画の策定と実績管理は資金証券部が行っており、月次ベースについては、資金証券部が余裕金運用会議に対し報告するとともに、リスク統括部において逼迫度の状況をモニタリングしております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,414,259	1,412,382	△1,876
金銭の信託			
その他目的	2,886	2,886	-
有価証券			
満期保有目的の債券	94,645	98,671	4,025
その他有価証券	650,234	650,234	-
貸出金	555,489		
貸倒引当金	352		
貸倒引当金控除後	555,137	561,971	6,833
資産計	2,717,162	2,726,145	8,983
貯金	2,629,936	2,638,715	8,778
負債計	2,629,936	2,638,715	8,778

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
2. 貸出金には、連結貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金73百万円を含めております。
3. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金143,223百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、

連結注記表 (平成25年度)

元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額
外部出資	93,416百万円
合計	93,416

(注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、上記連結貸借対照表計上額に対して、外部出資等損失引当金を116百万円計上しております。

④金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	(単位:百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,414,259	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	7,188	26,068	12,747	10,668	1,586	35,816
その他有価証券のうち満期があるもの	20,360	10,944	27,413	61,817	33,000	441,442
貸出金	165,021	65,302	51,294	43,221	53,023	177,466
合計	1,606,829	102,316	91,455	115,708	87,611	654,725

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）42,130百万円については「1年以内」に含めております。
2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等55百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	(単位:百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,095,870	828	229,831	160,124	59	-
譲渡性貯金	143,223	-	-	-	-	-
合計	2,239,093	828	229,831	160,124	59	-

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	(単位:百万円)			
	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	25,910	28,054	2,143
	地方債	57,000	58,628	1,628
	政府保証債	5,734	5,960	225
	金融債	5,000	5,016	16
	外国証券	1,000	1,011	11
	小計	94,645	98,671	4,025
合計		94,645	98,671	4,025

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	(単位:百万円)			
	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,356	2,846	1,490
	債券			
	国債	377,711	393,524	15,813
	地方債	85,171	87,515	2,343
	社債	58,210	60,030	1,820
	外国証券	8,508	16,612	8,104
その他	14,709	23,105	8,395	
	小計	545,667	583,634	37,967
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,033	816	△217
	債券			
	国債	51,597	51,570	△27
	地方債	2,213	2,204	△9
	社債	4,866	4,851	△14
	外国証券	4,288	4,224	△63
その他	2,956	2,931	△24	
	小計	66,956	66,599	△356
合計		612,623	650,234	37,611

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債7,623百万円を差し引いた金額29,988百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	79,829	1,435	16
合 計	79,829	1,435	16

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

- ①運用目的の金銭の信託
該当ありません。
 ②満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。
 ③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借 対照表 計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	2,886	2,796	89	116	△26

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債 25 百万円を差し引いた金額 64 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
 2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

9 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付

- ①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を採用しております。退職給付として、ポイント制（職能ポイント、勤続ポイント）に基づいた一時金を支給しており従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

- ②確定給付制度

- a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,124百万円
勤務費用	171百万円
利息費用	36百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△3百万円
退職給付の支払額	△4,022百万円
期末における退職給付債務	4,022百万円

- b 退職給付債務と連結貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	4,022百万円
連結貸借対照表に計上された負債の額	4,022百万円
退職給付引当金	4,022百万円
連結貸借対照表に計上された負債の額	4,022百万円

- c 退職給付に関連する損益

勤務費用	171百万円
利息費用	36百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△3百万円
臨時に支払った割増退職金	12百万円
その他	－百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	217百万円

- d 数理計算上の基礎計算に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております）

割引率 0.9%

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、35百万円となっておりますが、連結損益計算書上は特例業務負担金引当金戻入額35百万円と相殺して表示しております。

10 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	3百万円
賞与引当金超過額	77百万円
退職給付引当金超過額	1,130百万円
相互援助積立金超過額	1,565百万円
有価証券有税償却額	3,371百万円
減価償却超過額	63百万円
JAバンクサポート基金拠出	280百万円
特例業務負担金引当金	149百万円
税務上の繰越欠損額	5,744百万円
その他有価証券等評価差額金	60百万円
その他	105百万円
繰延税金資産小計	12,551百万円
評価性引当額	△11,111百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,493百万円
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	△7,708百万円
繰延税金負債合計 (B)	△7,708百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△6,268百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	29.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
事業分量配当金等永久に損金に算入される項目	△3.6%
住民税均等割等	0.0%
評価性引当額の増減	△24.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.4%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.7%

- (3) 法人税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の29%から28%となります。この税率変更により、繰延税金資産が48百万円減少し、法人税等調整額が48百万円増加しています。

11 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

財務諸表の正確性および内部監査の有効性に係る確認書

確 認 書

私は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の態勢が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する態勢が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成 26 年 6 月 18 日

北海道信用農業協同組合連合会

代表理事理事長

牧野 勇



財務指標等

◆ 主要経営指標

◆ 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益	33,682	33,066	33,495	33,668	33,740
経常利益	6,981	9,527	9,935	10,088	10,042
当期末処分剰余金 (△は当期末処理損失金)	△22,237	△12,940	△3,708	6,033	13,765
(当期剰余金)	(7,583)	(9,296)	(8,881)	(9,546)	(9,859)
出資金	77,152	92,260	93,312	94,599	95,879
(出資口数)	(7,715,238口)	(9,226,014口)	(9,331,233口)	(9,459,904口)	(9,587,936口)
貯金等残高	2,368,083	2,434,469	2,500,207	2,569,578	2,630,275
貸出金残高	574,488	545,520	550,698	563,822	555,416
有価証券残高	699,382	672,323	740,458	728,984	744,879
剰余金配当金額	—	—	—	917	1,764
普通出資配当額	—	—	—	—	462
後配出資配当額	—	—	—	—	48
事業分量配当額	—	—	—	917	1,253
職員数	353人	347人	344人	337人	332人
単体自己資本比率	12.26%	15.58%	16.42%	16.97%	18.13%
純資産額	75,982	102,567	114,229	134,839	145,395
総資産額	2,540,967	2,621,276	2,698,470	2,792,945	2,861,904

注) 1. 貯金等残高は譲渡性貯金を含んでいます。
 2. 総資産額は貸倒引当金および外部出資等損失引当金を資産から控除して算出しています。
 3. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。
 なお、平成24年度以前は旧告示(バーゼルII)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

◆ 利益総括表

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	増減
資金運用収支	10,063	9,630	△432
役務取引等収支	1,696	1,655	△40
その他事業収支	3,317	4,179	862
事業粗利益	15,076	15,466	389
(事業粗利益率)	(0.57%)	(0.59%)	(0.01%)
業務純益	9,237	10,014	777

注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用
 3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用
 4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支
 5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

◆ 利益率

(単位：%)

	平成24年度	平成25年度	増減
総資産経常利益率	0.37	0.36	△0.01
純資産経常利益率	10.04	9.12	△0.92
総資産当期純利益率	0.35	0.35	0.00
純資産当期純利益率	9.51	8.96	△0.55

注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

◆資金運用・調達の状況

(単位：百万円)

区 分	平成24年度			平成25年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	2,622,719	25,117	0.96%	2,674,846	24,921	0.93%
うち 預 け 金	1,360,897	9,549	0.70%	1,425,540	9,765	0.69%
うち 有 価 証 券	710,484	7,790	1.10%	699,268	7,897	1.13%
うち 貸 出 金	551,236	7,774	1.41%	549,936	7,256	1.32%
資 金 調 達 勘 定	2,615,247	14,792	0.57%	2,655,968	15,038	0.57%
うち 貯 金	2,594,131	14,599	0.56%	2,633,208	14,849	0.56%
うち 借 用 金	25,800	214	0.83%	25,800	214	0.83%
総 資 金 利 ざ や	—		0.20%	—		0.21%

- 注) 1. 貯金には譲渡性貯金が含まれています。
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。
 5. 総資金利ざやは、総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率で算出しております。

◆貯貸率・貯証率

(単位：%)

		平成24年度	平成25年度	増 減
貯 貸 率	期 末	21.94	21.12	△0.82
	期 中 平 均	21.25	20.88	△0.37
貯 証 率	期 末	28.37	28.32	△0.05
	期 中 平 均	27.39	26.56	△0.83

- 注) 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

◆受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	平成24年度増減額	平成25年度増減額
受 取 利 息	△ 208	△ 196
うち 貸 出 金	△ 453	△ 518
有 価 証 券	524	106
コ ー ル ロ ー ン	—	—
買 現 先 利 息	—	—
預 け 金	△ 279	215
そ の 他	0	0
支 払 利 息	470	235
うち 貯 金	483	321
譲 渡 性 貯 金	22	△ 71
借 用 金	0	0
そ の 他	△ 33	△ 14
差 し 引 き	△ 679	△ 431

- 注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預け金には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の貯金には、支払奨励金が含まれています。

◆ 貯金に関する指標

◆ 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	平成24年度	平成25年度	増 減
流動性貯金	121,390 (4.68)	131,070 (4.98)	9,679
定期性貯金	2,243,142 (86.47)	2,281,055 (86.63)	37,913
その他の貯金	61,378 (2.37)	62,895 (2.39)	1,517
計	2,425,911 (93.52)	2,475,022 (93.99)	49,110
譲渡性貯金	168,219 (6.48)	158,186 (6.01)	△10,033
合計	2,594,131 (100.00)	2,633,208 (100.00)	39,077

- 注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
 3. () 内は構成比です。

◆ 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	平成24年度	平成25年度	増 減
定期貯金	2,269,392 (100.00)	2,297,021 (100.00)	27,628
うち固定金利定期	2,269,391 (100.00)	2,297,020 (100.00)	27,628
うち変動金利定期	1 (0.00)	1 (0.00)	-

- 注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

◆ 貸出金等に関する指標

◆ 科目別・貸出先別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

		平成24年度	平成25年度	増 減
手形貸付		1,646 (0.30)	752 (0.14)	△894
証書貸付		442,567 (80.29)	444,639 (80.85)	2,071
当座貸越		107,016 (19.41)	104,545 (19.01)	△2,470
割引手形		5 (0.00)	0 (0.00)	△5
合計		551,236 (100.00)	549,936 (100.00)	△1,300
貸出員	総合農協	50,818 (9.22)	53,069 (9.65)	2,251
	その他農協連合会	70,686 (12.82)	74,181 (13.49)	3,495
	会員の組合員	9,945 (1.80)	8,927 (1.62)	△1,018
	准会員	54,078 (9.81)	48,088 (8.74)	△5,989
	計	185,528 (33.66)	184,266 (33.51)	△1,261
貸出先別	地方公共団体	107,556 (19.51)	109,741 (19.96)	2,185
	金融機関	69,250 (12.56)	67,749 (12.32)	△1,500
	その他	188,901 (34.27)	188,178 (34.22)	△722
	計	365,708 (66.34)	365,670 (66.49)	△38

注) () 内は構成比です。

◆ 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

	平成24年度末	平成25年度末	増 減
固定金利貸出	257,366 (45.65)	280,833 (50.56)	23,467
変動金利貸出	306,455 (54.35)	274,582 (49.44)	△31,873
合計	563,822 (100.00)	555,416 (100.00)	△8,405

注) () 内は構成比です。

◆貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	平成24年度末	平成25年度末	増減
貯金等	1,771	1,071	△699
有価証券	-	-	-
不動産	-	-	-
不動産	9,528	9,692	164
その他担保物	3,537	3,108	△428
小計	14,836	13,872	△963
農業信用基金協会保証	36,050	31,527	△4,522
その他保証	29,149	25,555	△3,594
小計	65,200	57,083	△8,116
信用	483,785	484,460	675
合計	563,822	555,416	△8,405

◆債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	平成24年度末	平成25年度末	増減
貯金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
不動産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
小計	-	-	-
信用	38,080	37,020	△1,060
合計	38,080	37,020	△1,060

◆業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

	平成24年度末	平成25年度末	増減
製造業	43,933 (7.79)	35,565 (6.40)	△8,368
農業	10,519 (1.87)	9,556 (1.72)	△962
建設業	3,123 (0.55)	3,364 (0.61)	240
電気・ガス・熱供給・水道業	17,474 (3.10)	18,977 (3.42)	1,503
情報通信業	1,267 (0.22)	645 (0.12)	△622
運輸業・郵便業	2,474 (0.44)	2,338 (0.42)	△136
卸売業	37,463 (6.64)	36,049 (6.49)	△1,414
小売業	20,445 (3.63)	30,324 (5.46)	9,878
金融業・保険業	136,368 (24.19)	130,722 (23.54)	△5,646
不動産業	33,230 (5.89)	31,407 (5.65)	△1,823
物品賃貸業	65,364 (11.59)	63,344 (11.40)	△2,019
宿泊業	1,035 (0.18)	744 (0.13)	△290
医療・福祉	9,889 (1.75)	11,676 (2.10)	1,786
その他のサービス	70,856 (12.57)	64,116 (11.54)	△6,740
地方公共団体	110,333 (19.57)	116,548 (20.98)	6,215
個人(住宅・消費・納税資金等)	42 (0.01)	35 (0.01)	△6
合計	563,822 (100.00)	555,416 (100.00)	△8,405

注) 1. ()内は構成比です。

2. 総務省が定める「日本標準産業分類」および日本銀行が定める「業種別貸出金調査表の業種分類」に準じて記載しております。

◆貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

	平成24年度末	平成25年度末	増 減
設 備 資 金	111,444 (19.77)	114,243 (20.57)	2,799
運 転 資 金	452,377 (80.23)	441,172 (79.43)	△ 11,204
合 計	563,822 (100.00)	555,416 (100.00)	△ 8,405

注) () 内は構成比です。

◆主要な農業関係の貸出金残高

(単位：百万円)

営 農 類 型 別	平成24年度末	平成25年度末	増 減
農 業	7,150	7,031	△ 119
穀 作	346	355	9
野 菜 ・ 園 芸	92	110	18
果 樹 ・ 樹 園 農 業	45	44	△ 1
工 芸 作 物	75	67	△ 8
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	6,454	6,316	△ 138
養 鶏 ・ 養 卵	-	-	-
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	136	136	0
農 業 関 連 団 体 等	157,311	143,127	△ 14,184
合 計	164,461	150,158	△ 14,303

- 注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、業種別貸出金残高における「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや経済連とその子会社等が含まれています。
 4. 「営農類型別」の「農業」の合計と「貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は、集計方法が異なるため一致していません。

(単位：百万円)

資 金 種 類 別 (貸 出 金)	平成24年度末	平成25年度末	増 減
プ ロ パ ー 資 金	155,638	144,850	△ 10,788
農 業 制 度 資 金	8,823	5,307	△ 3,516
農 業 近 代 化 資 金	8,823	5,307	△ 3,516
合 計	164,461	150,158	△ 14,303

- 注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

(単位：百万円)

資 金 種 類 別 (受 託 貸 付 金)	平成24年度末	平成25年度末	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	226,807	219,600	△ 7,207
農 業 者 年 金 基 金	653	485	△ 168
合 計	227,460	220,085	△ 7,375

◆リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

	残 高	保 全 額			
		担 保 等	保 証	引 当 等	合 計
平成24年度末					
破綻先債権額	—	—	—	—	—
延滞債権額	1,922	865	109	922	1,897
3か月以上延滞債権額	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—	—	—
合 計	1,922	865	109	922	1,897
平成25年度末					
破綻先債権額	—	—	—	—	—
延滞債権額	585	154	67	345	567
3か月以上延滞債権額	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—	—	—
合 計	585	154	67	345	567

- 注) 1. 破綻先債権……元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
2. 延滞債権……未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるものおよび債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。
3. 3か月以上延滞債権……元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(注1・2に掲げるものを除く。)をいいます。
4. 貸出条件緩和債権……債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1・2・3に掲げるものを除く。)をいいます。
5. 保全額……下記「金融再生法に基づく開示債権」も同様
- (1) 担保等・保証……リスク管理債権のうち、担保付貸出金について当該担保の処分可能見込額、保証付貸出金について当該保証による回収可能見込額等の合計額を表示しています。
- (2) 引当等……リスク管理債権のうち、個別債務者への貸出金の状況に応じ、回収不能に備え個別貸倒引当金(間接償却)に繰り入れた場合はその引当金残高を計上し、個別貸倒引当金による引当の対象とならない貸出金については、一般貸倒引当金のうち、貸倒実績率によって計算された額を計上しています。

◆金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

	残 高	保 全 額			
		担 保 等	保 証	引 当 等	合 計
平成24年度末					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	289	167	42	15	225
危険債権	1,720	730	67	922	1,720
要管理債権	—	—	—	—	—
小 計	2,010	898	110	937	1,946
正 常 債 権	600,557				
合 計	602,567				
平成25年度末					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	63	8	—	12	20
危険債権	596	179	67	349	596
要管理債権	—	—	—	—	—
小 計	659	188	67	361	617
正 常 債 権	592,304				
合 計	592,964				

- 注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次の通り区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。
1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権……破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権……債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った元本および利息の受取ができない可能性が高い債権をいいます。
3. 要管理債権……3か月以上延滞債権で上記(1)および(2)に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。
4. 正常債権……債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)から(3)に掲げる以外のものに区分される債権をいいます。

◆貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	291	171	-	291	171	171	7	-	171	7
個別貸倒引当金	1,347	935	235	1,103	943	943	358	110	833	358
合計	1,638	1,107	235	1,394	1,115	1,115	365	110	1,004	365

◆貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
貸出金償却額	13	7

◆有価証券に関する指標

◆種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	増減
国債	343,855	391,082	47,226
地方債	164,422	151,670	△12,751
社債	165,539	123,176	△42,363
外国証券	21,380	14,839	△6,541
株式	1,946	2,159	213
その他の証券	13,340	16,340	3,000
合計	710,484	699,268	△11,215

注) 1. 当会が保有する有価証券は満期保有目的有価証券、その他有価証券であり、売買目的有価証券に該当するものではありません。(以下同様)
2. 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。(以下同様)

◆商品有価証券種類別平均残高…該当ありません。

◆有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
平成24年度末								
国債	20,558	-	54,131	62,245	113,647	100,688	-	351,271
地方債	23,513	49,084	39,547	10,861	32,651	5,681	-	161,339
社債	32,625	59,536	27,194	3,703	4,967	37,495	-	165,523
外国証券	2,855	9,299	13,140	-	2,028	479	-	27,803
株式	-	-	-	-	-	-	3,041	3,041
その他の証券	540	1,347	661	-	-	236	17,218	20,005
合計	80,093	119,268	134,675	76,810	153,294	144,581	20,260	728,984
平成25年度末								
国債	-	1,042	79,294	85,331	214,224	91,113	-	471,006
地方債	14,790	57,521	20,099	22,653	19,891	11,764	-	146,720
社債	5,000	7,253	6,527	1,882	12,219	42,733	-	75,616
外国証券	6,932	6,799	5,720	2,028	-	355	-	21,836
株式	-	-	-	-	-	-	3,662	3,662
その他の証券	-	1,452	684	-	1,271	-	22,627	26,036
合計	26,722	74,069	112,326	111,895	247,606	145,968	26,290	744,879

注) 保有区分が「その他有価証券」について、残高は期末の時価を適用しています。

◆ 有価証券等の時価情報等

◆ 有価証券

(単位：百万円)

保有目的区分	平成24年度			平成25年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	-	-	-	-	-	-
満 期 保 有 目 的	116,305	121,292	4,987	94,645	98,671	4,025
そ の 他	576,040	612,679	36,638	612,623	650,234	37,611

- 注) 1. 本表記載の有価証券の取得価額は、取得価額または償却原価によっています。
 2. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含まれますが、平成24年度末、平成25年度末ともに該当はありません。
 4. 満期保有目的有価証券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。
 6. 実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債のうち、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断される銘柄については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)に基づき、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。
 なお、平成24年度末、平成25年度末においては、全ての変動利付国債について市場価格を時価としております。

◆ 金銭の信託

(単位：百万円)

保有目的区分	平成24年度			平成25年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
運 用 目 的	-	-	-	-	-	-
満 期 保 有 目 的	-	-	-	-	-	-
そ の 他	5,009	5,055	46	2,796	2,886	89

- 注) 1. 本表記載の金銭の信託の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
 2. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表額とし、評価損益は当期の損益に含めています。
 3. 満期保有目的の金銭の信託については、取得価額を貸借対照表価額として計上しますが、平成24年度末、平成25年度末ともに該当はありません。
 4. その他目的の金銭の信託については時価を貸借対照表額としています。

◆ デリバティブ取引等

- ◆ 株式関連取引…該当ありません。
- ◆ 金利関連取引…該当ありません。
- ◆ 通貨関連取引…該当ありません。
- ◆ 債券関連取引…該当ありません。

◆ 受託貸付金

◆ 受託貸付金残高

(単位：百万円)

受 託 先	平成24年度	平成25年度
(株)日本政策金融公庫 (農林水産事業)	226,807	219,600
(株)日本政策金融公庫 (国民生活事業)	1,066	926
独立行政法人住宅金融支援機構	41,063	35,313
独立行政法人福祉医療機構	251	216
独立行政法人農業者年金基金	653	485
合 計	269,842	256,541

当会グループの概況

◆ 組織・事業の概況

1. グループの概要

当会および子会社の事業概要は以下の通りです。

北海道信用農業協同組合連合会（親会社）

当会は農業協同組合法に基づき、農業者・JAをはじめ企業や地方公共団体等の事業に必要な資金の貸付や、全道JA、関係団体等から貯金や定期積金の受入を行っています。

また、このほかに振込・代金取立等を行う為替業務や、農協信用事業の機能・サービスの拡充・強化の支援を行う金融推進業務、日本政策金融公庫資金をはじめとした制度資金を取り扱う受託業務等を行っています。

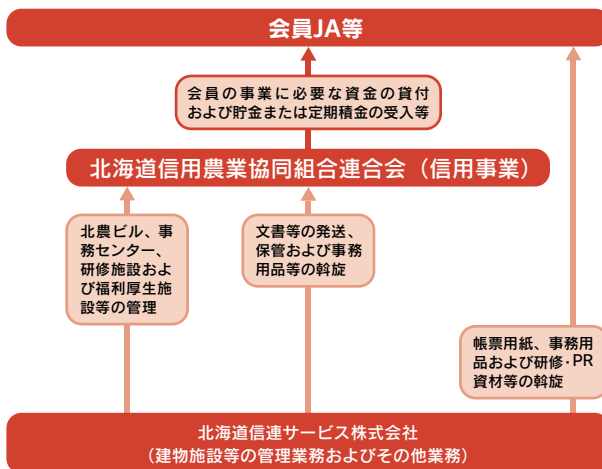
これらの業務の具体的な内容等は前述のとおりです。

北海道信連サービス株式会社（子会社）

当社は当会が所有する北農ビル、事務センター、研修施設、職員住宅等福利厚生施設など建物施設等の管理をしています。

また、その他に当会の事業に付随し発生する文書等の発送、保管業務や、当会および会員農協の信用窓口等で使用する帳票用紙、事務用品および研修・PR資材等の共同調製等の業務を営んでいます。

当会および子会社の事業系統図



子会社の状況

名 称	北海道信連サービス株式会社
主たる事務所の所在地	札幌市豊平区福住1条4丁目13番13号
事業の内容	建物施設の管理およびこれに付随する事業
設 立 年 月 日	昭和59年8月29日
資 本 金	10百万円
当会の議決権比率	100.0%
当会および他の子会社等の議決権比率	100.0%

2. 連結事業概況（平成25年度）

(1) 連結財務の状況

当会グループの連結財務の状況は、会員等から受け入れた貯金を主とする負債総額は2兆7,162億円、貸出金、預け金、有価証券を主とする総資産額については2兆8,619億円、出資金および利益剰余金等の純資産額については1,456億円となりました。

一方、連結自己資本比率は、内部留保による繰越欠損金の減少および会員からの資本調達を行ったことなどから、18.16%（前年度対比1.16%の増加）となりました。

(2) 連結子会社の事業概況

北海道信連サービス株式会社の平成25年度売上高は600百万円、経常利益14百万円、当期利益が6百万円となりました。

◆ 連結主要経営指標

◆ 連結ベースの主要な経営指標

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益	34,900	33,200	33,664	33,837	33,905
経常利益	7,026	9,551	9,955	10,109	10,056
当期剰余金	7,604	9,302	8,889	9,559	9,866
連結純資産額	76,561	102,818	114,488	135,111	145,675
連結総資産額	2,541,081	2,621,329	2,698,500	2,792,972	2,861,930
連結自己資本比率	12.30%	15.58%	16.44%	17.00%	18.16%

注) 1. 総資産額は貸倒引当金および外部出資等損失引当金を資産から控除して算出しています。
 2. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。
 なお、平成24年度以前は旧告示(バーゼルII)に基づく連結自己資本比率を記載しています。

◆ リスク管理債権残高

(単位：百万円)

	残高	保全額			
		担保等	保証	引当等	合計
平成24年度末					
破綻先債権額	—	—	—	—	—
延滞債権額	1,922	865	109	922	1,897
3か月以上延滞債権額	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—	—	—
合計	1,922	865	109	922	1,897
平成25年度末					
破綻先債権額	—	—	—	—	—
延滞債権額	585	154	67	345	567
3か月以上延滞債権額	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—	—	—
合計	585	154	67	345	567

注) 各項目の定義等は79ページ「リスク管理債権残高」(単体)と同様です。

JA北海道信連
—資料編Ⅱ 自己資本の充実の状況等—

自己資本の充実の状況等 (単体)

1. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。業務の効率化等に取り組み、内部留保の増加に努め、さらに会員からの資本調達を行った結果、平成25年度末における自己資本比率は、18.13%となりました。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(2) 自己資本調達手段の概要

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか後配出資金、永久劣後特約付借入金により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	472億円(前年度459億円)

後配出資金

項目	内容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	486億円(前年度486億円)

永久劣後特約付借入金

項目	内容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	258億円(前年度258億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり(※1)

※1 劣後事由(破産の場合または民事再生の場合)が発生・継続している場合を除き、かつ、監督当局の事前承認が得られた場合に、1か月前までに通知することにより、借入日より10年が経過した直後の利息支払期日およびそれ以降の利息支払期日に、いつでもその全部または一部を償還時までの経過利息とともに償還することが可能

(3) 当会の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、まず規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、規制資本管理規程を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法および信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施しています。自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する態勢を構築しています。

また、金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化する中で、健全性と安定性を継続的に確保していくためには、諸リスクの十分な把握と適切な管理・運営を行う包括的なリスク管理態勢を構築することが不可欠であります。当会におけるリスクマネジメントとは、「発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定めた許容範囲内でコントロールすること」であり、リスクの許容量を踏まえた上で、「中長期的に安定した収支を確保すること」を目的としています。このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるオペレーショナル・リスクについては基礎的手法にて計数化して、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において、総体的に捉えたリスクを自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

(1) 自己資本の構成

25年度

(単位：百万円)

項 目	平成25年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	109,090	
うち、出資金および資本準備金の額	95,879	
うち、再評価積立金の額	-	
うち、利益剰余金の額	14,975	
うち、外部流出予定額(△)	1,764	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,597	
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	5,597	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	25,800	
うち、回転出資金の額	-	
うち、負債性資本調達手段の額	25,800	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,806	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	143,294	
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	190
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	190
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	-	
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	143,294	
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	767,351	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 197,961	
うち、無形固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)	190	
うち、繰延税金資産	-	
うち、前払年金費用	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 204,389	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	6,237	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	22,886	
信用リスク・アセット調整額	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	790,237	
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	18.13%	

自己資本の充実の状況等 (単体)

24年度

(単位：百万円)

項 目	平成24年度
出 資 金	94,599
うち後配出資金	48,650
回 転 出 資 金	-
再 評 価 積 立 金	-
資 本 準 備 金	-
利 益 準 備 金	1,210
経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	-
資 本 積 立 金	-
特 別 積 立 金	-
次 期 繰 越 剰 余 金 (又 は 次 期 繰 越 損 失 金)	3,906
処 分 未 済 持 分	-
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	-
営 業 権 相 当 額	-
企 業 結 合 に よ り 計 上 さ れ る 無 形 固 定 資 産 相 当 額	-
証 券 化 取 引 に よ り 増 加 し た 自 己 資 本 に 相 当 す る 額	-
基 本 的 項 目 計 (A)	99,715
土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の 直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の 45% 相 当 額	2,806
一 般 貸 倒 引 当 金	171
相 互 援 助 積 立 金	5,589
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	25,800
負 債 性 資 本 調 達 手 段	25,800
期 限 付 劣 後 債 務	-
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	△ 874
補 完 的 項 目 計 (B)	33,493
自 己 資 本 総 額 (A + B) (C)	133,209
他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額	-
負 債 性 資 本 調 達 手 段 お よ び こ れ に 準 ず る も の	-
期 限 付 劣 後 債 務 お よ び こ れ に 準 ず る も の	-
非 同 時 決 済 取 引 に 係 る 控 除 額 お よ び 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 と し て 用	-
い る 保 証 又 は ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ の 免 責 額 に 係 る 控 除 額	-
基 本 的 項 目 か ら の 控 除 分 を 除 く 、 自 己 資 本 控 除 と さ れ る	476
証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー (フ ァ ン ド の 中 ち 裏 付 資 産 を 把 握	
で き な い 資 産 を 含 む 。) お よ び 信 用 補 完 機 能 を 持 つ I/O	
ス ト リ ッ プ ス (告 示 第 223 条 を 準 用 す る 場 合 を 含 む 。)	
控 除 項 目 不 算 入 額	-
控 除 項 目 計 (D)	476
自 己 資 本 額 (C - D) (E)	132,732
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	684,573
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	73,746
オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8% で 除 し て 得 た 額	23,599
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	781,919
T i e r 1 比 率 (A/F)	12.75%
自 己 資 本 比 率 (E/F)	16.97%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しており、平成24年度は旧告示(パーセルII)に基づく単体自己資本比率を記載しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
3. 平成24年度については、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示(平成24年金融庁・農水省告示第13号)」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「-」(ハイフン)で記載しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびポートフォリオごとの額

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成24年度			平成25年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府および中央銀行向け	339,832	—	—	455,885	—	—
我が国の地方公共団体向け	269,251	—	—	262,395	—	—
地方公共団体金融機構向け	9,721	410	16	4,574	416	16
我が国の政府関係機関向け	45,517	3,660	146	48,841	4,374	174
地方三公社向け	22,453	—	—	20,870	0	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	1,846,881	398,991	15,959	1,784,616	350,472	14,018
法人等向け	296,744	213,305	8,532	302,533	220,217	8,808
中小企業等向けおよび個人向け	16,168	12,095	483	16,100	12,017	480
抵当権付住宅ローン	41	14	0	35	12	0
不動産取得等事業向け	902	840	33	820	766	30
三月以上延滞等	569	475	19	55	83	3
信用保証協会等による保証付 出 資 等	36,061 107,562	3,464 107,562	138 4,302	31,603 20,255	3,107 20,139	124 805
他の金融機関等の対象資本調達手段 特定項目のうち調整項目に算入されないもの				136,259	340,648	13,625
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	299	1	0	389	1	0
証券化	21,338	6,745	269	13,088	8,845	353
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの					△ 197,961	△ 7,918
上記以外	17,883	10,751	430	10,271	4,195	167
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	3,031,228	758,319	30,332	3,108,596	767,337	30,693
CVAリスク相当額 ÷ 8%					12	0
中央清算機関関連エクスポージャー				76	1	0
信用リスク・アセットの額の合計額	3,031,228	758,319	30,332	3,108,673	767,351	30,694

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
 7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額	23,599	943	22,886	915

- (注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

c. 単体自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
所要自己資本額	781,919	31,276	790,237	31,609

自己資本の充実の状況等 (単体)

2. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等の理由により、破綻または延滞・金利減免等の状況が生じ、保有する債権から期待する経済的効果を得られないリスクのことです。

当会は、信用リスクを金融の繁閑によらない安定的な収益源として位置付け、「発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定められた許容範囲内でコントロールする」ため、運用資産に内包する信用リスクを定量化し、資産の「安全性」確保と信用リスクに見合った「収益性」確保を目的として内部規程を定めて適切に管理しています。

信用リスクのモニタリング情報については、毎月役員報告するとともに、四半期ごとに理事会・経営管理委員会にも報告する態勢をとっています。

経営戦略に基づく信用リスク管理の基本的な方針等は、リスク管理委員会で審議のうえ理事会にて決定しています。

また、重要な案件の個別与信判断等については、理事長以下役員および関連部長によって構成される融資協議会にて審議を行っています。

与信審査については、フロント・営業企画セクションから独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の審査、個別与信審査、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンを確保を図っています。

貸倒引当金の計上については、「資産・負債の評価および償却・引当の計上基準」に基づき行っています。なお計上基準については注記表に記載しています。

(2) 標準的な手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセット額の算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関

株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

a. 地域別

(単位：百万円)

	平成24年度				平成25年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
国 内	2,994,525	861,299	658,353	-	3,083,023	872,497	674,637	-
国 外	15,364	-	15,364	-	12,560	-	12,560	-
合 計	3,009,890	861,299	673,718	-	3,095,584	872,497	687,198	-

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

b. 業種別

(単位：百万円)

	平成24年度				平成25年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高				
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	
法人	農業	7,749	7,749	-	-	7,294	7,294	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	44,628	44,095	-	-	41,205	37,398	2,655	-
	鉱業	-	-	-	-	348	348	-	-
	建設・不動産業	35,986	35,870	-	-	34,438	34,322	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	27,130	17,505	8,547	-	29,028	19,008	8,832	-
	運輸・通信業	23,725	3,752	19,972	-	19,062	2,992	16,069	-
	金融・保険業	1,845,183	352,845	143,033	-	1,934,509	373,056	54,285	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	270,578	270,508	-	-	265,344	263,554	1,121	-
	日本国政府・地方公共団体	606,003	110,380	495,623	-	717,233	116,550	600,682	-
	上記以外	6,542	1	6,541	-	3,560	-	3,551	-
個人	18,589	18,589	-	-	17,971	17,971	-	-	
その他	123,773	-	-	-	25,587	-	-	-	
合計	3,009,890	861,299	673,718	-	3,095,584	872,497	687,198	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

c. 残存期間別

(単位：百万円)

	平成24年度				平成25年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
1年以下	1,842,625	417,252	76,537	-	1,849,846	415,662	19,709	-
1年超3年以下	194,603	86,604	107,599	-	144,342	73,919	70,423	-
3年超5年以下	220,863	93,147	127,715	-	229,445	120,643	108,802	-
5年超7年以下	153,416	75,859	77,556	-	178,348	70,547	107,800	-
7年超10年以下	243,398	96,208	147,144	-	381,186	140,519	240,667	-
10年超	187,277	50,112	137,165	-	190,678	50,884	139,794	-
期限の定めのないもの	167,706	42,113	-	-	121,734	320	-	-
合計	3,009,890	861,299	673,718	-	3,095,584	872,497	687,198	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

自己資本の充実の状況等 (単体)

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

a. 地域別

(単位：百万円)

		平成24年度	平成25年度
国	内	569	55
国	外	—	—
合	計	569	55

(注)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

b. 業種別

(単位：百万円)

		平成24年度	平成25年度
法人	農 業	—	—
	林 業	—	—
	水 産 業	—	—
	製 造 業	—	—
	鉱 業	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	318	55
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	250	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	—	—
	上 記 以 外	—	—
個 人	—	—	
合 計	569	55	

(注)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

(3) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a. 種類別

(単位：百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	291	171	—	291	171	171	7	—	171	7
個別貸倒引当金	1,347	935	235	1,103	943	943	382	15	927	358

b. 地域別

(単位：百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
国 内	1,347	935	235	1,103	943	943	382	15	927	358
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,347	935	235	1,103	943	943	382	15	927	358

(注)一般貸倒引当金については地域別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

c. 業種別

(単位：百万円)

		平成24年度					平成25年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
法人	農業	16	0	-	16	0	0	5	-	0	5
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	205	193	-	205	193	193	-	-	193	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	325	226	71	254	226	226	179	-	226	179
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	366	262	63	303	262	262	166	-	262	158
	卸売・小売・飲食・サービス業	418	242	96	314	250	250	17	8	242	9
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	15	10	5	9	10	10	13	7	2	5	
合計	1,347	935	235	1,103	943	943	382	15	927	358	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(4) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

		平成24年度	平成25年度
		法人	農業
	林業	-	-
	水産業	-	-
	製造業	-	-
	鉱業	-	-
	建設・不動産業	6	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
	運輸・通信業	-	-
	金融・保険業	-	7
	卸売・小売・飲食・サービス業	6	-
	上記以外	-	-
個人		0	0
合計		13	7

自己資本の充実の状況等 (単体)

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
0%	-	698,723	698,723	-	788,150	788,150
2%	-	-	-	-	73	73
4%	-	-	-	-	2	2
10%	-	75,232	75,232	-	78,504	78,504
20%	18,164	1,765,123	1,783,288	8,775	1,755,193	1,763,969
35%	-	41	41	-	35	35
50%	120,576	250	120,827	137,975	-	137,975
75%	-	16,138	16,138	-	16,039	16,039
100%	29,185	286,211	315,396	34,646	282,559	317,205
150%	-	242	242	-	55	55
200%	-	-	-	-	-	-
250%	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-
合 計	167,927	2,841,962	3,009,890	181,397	2,920,614	3,102,011

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法

～自己資本比率算出における取扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

①適格金融資産担保

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

②保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証

債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

③貸出金と自会貯金の相殺

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

(2) 内部管理における信用リスク削減手法

①担保に関する評価、管理の方針および手続の概要

担保に関する評価および管理方針は、内部規程にて定め、当該規程に従って定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。

②主要な担保・保証の種類

主要な担保の種類は、不動産、営業債権担保です。また、主要な保証の種類は、地方公共団体の損失補償・債務保証、農業信用基金協会による保証です。

③信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関する情報

当会は北海道JAグループの一員として、JA・連合会等会員の資金需要に対し、法令で定める限度の範囲内において適正に対応しています。

また、農業の発展に寄与する事業法人等に対しては、格付別の1先当たり与信限度額設定や格付別・業種別与信状況の定期的なモニタリング等を通じて、過度な与信集中を排除するよう努めています。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	5,675	-	-	504	-
我が国の政府関係機関向け	-	8,913	-	-	5,241	-
地方三公社向け	-	22,453	-	-	20,870	-
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	9	-	-	57	-	-
法人等向け	629	6,070	-	300	4,525	-
中小企業等向けおよび個人向け	-	-	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	639	43,113	-	357	31,141	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引のことをいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。これら取引については、内部規程において建玉の水準を個々に定め、その範囲内において適正に行うとともに、その遵守状況についてはリスク統括部署においてモニタリングし、適正に管理を行っています。

また、「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。当会においては、これら取引を行っていないため、リスク管理の方針および手続等は定めていません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の状況

	平成24年度	平成25年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

自己資本の充実の状況等 (単体)

《平成24年度》

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	16	50	-	-	-	50
(2) 金利関連取引	-	45	-	-	-	45
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	447	-	-	-	447
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	16	542	-	-	-	542
長期決済期間取引						
一括清算ネットting契約による 与信相当額削減効果 (▲)		-				-
合 計	16	542	-	-	-	542

《平成25年度》

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	2	42	-	-	-	42
(2) 金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	31	-	-	-	31
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	2	74	-	-	-	74
長期決済期間取引						
一括清算ネットting契約による 与信相当額削減効果 (▲)		-				-
合 計	2	74	-	-	-	74

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことですが、該当するものではありません。

証券化エクスポージャーの取得に当たっては、外部格付および保有期間毎に定めた取得限度額の範囲内として過度な集中を避けるとともに、フロントから独立した審査所管部が取得審査を行うことにより、内部牽制を行っています。

また、取得後については、フロントが格付等信用力の変化の管理を行い、その内容を審査所管部・リスク統括部署に報告する体制としています。

(2) 信用リスク・アセット額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、標準的手法を採用しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適合格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関

株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(5) 内部評価方式の概要

当社は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当社がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません

(2) 当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		平成24年度		平成25年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	500	—	1,762	—
	住宅ローン	1,858	—	1,408	—
	自動車ローン	7,608	—	7,654	—
	その他	11,848	—	2,263	—
	合計	21,815	—	13,088	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。

自己資本の充実の状況等 (単体)

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

《平成24年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	リスク・ウェイト 20%	17,819	142	リスク・ウェイト 20%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	3,045	60	リスク・ウェイト 50%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	474	66	リスク・ウェイト 350%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	476	476	自己資本控除	—	—
	合計	21,815	746	合計	—	—
オフ・バランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	リスク・ウェイト 20%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—	リスク・ウェイト 50%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—	リスク・ウェイト 350%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	—	—	自己資本控除	—	—
	合計	—	—	合計	—	—

《平成25年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	リスク・ウェイト 20%	11,852	94	リスク・ウェイト 20%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	416	8	リスク・ウェイト 50%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	441	61	リスク・ウェイト 350%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	377	188	リスク・ウェイト 1250%	—	—
	合計	13,088	353	合計	—	—
オフ・バランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	リスク・ウェイト 20%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—	リスク・ウェイト 50%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—	リスク・ウェイト 350%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	—	—	リスク・ウェイト 1250%	—	—
	合計	—	—	合計	—	—

- (注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。
 2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第7項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、および自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。
 3. リスク・ウェイト1250% (平成24年度については、自己資本控除) には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

c. 自己資本比率告示第223条の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	476	377
合計	476	377

- (注) 1. 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものと信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの他、複数の資産を裏付とする資産のうち個々の資産の把握が困難な資産で、格付がBB-未満又は無格付である証券化エクスポージャーが含まれている可能性のある資産を記載しています。
 なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。
 2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。
 3. 平成24年度については、自己資本控除とした額を記載しています。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません

e. 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当会では、金融業務を行う上でさらされているリスクのうち、システムリスク、事務リスク、法務リスク等について、それぞれ手続を定めて管理しています。

①システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備・不正使用等により損失を被るリスクのことです。

当会では、セキュリティポリシー等を網羅した「システムリスクマネジメントに係る基本方針」を制定し、システムの統制・管理体制を整備し、リスクの未然防止と系統信用事業オンラインシステムの安全な運用に努めています。

また、災害等不測の事態により系統信用事業オンラインシステムが正常に機能しなくなるなどの緊急事態に適切に対処することを目的に、事前準備および緊急時対応策を定めた危機管理計画を策定し備えています。

②その他のリスク（事務リスク、法務リスク等）

当会では信用リスク、市場リスク、流動性リスク、シス

テムリスク以外のリスクを「その他リスク」とし、内部規程を定めて適切に管理しています。当会では、これらリスクの管理強化を図るため、自主点検の実施や各事業本部から独立した「監査部」が全部署に対して定期的に行う業務監査等を通じて、業務運営や事務処理の適正化と事故の未然防止に努めています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関する管理の方針および手続の概要

当会で保有する出資その他これに類するエクスポージャーは、その他有価証券として区分される株式および外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

(1) その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リ

スク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手続の概要」に記載しています。

(2) 外部出資勘定の株式又は出資

外部出資勘定の株式又は出資については、自己査定により、価値の毀損の危険性の度合いを判定し、適切に管理を行っています。

自己資本の充実の状況等 (単体)

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	3,041	3,041	3,662	3,662
非上場	93,299	93,299	93,416	93,416
合計	96,341	96,341	97,079	97,079

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成24年度			平成25年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成24年度		平成25年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,221	123	1,490	217

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成24年度		平成25年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。主な市場リスクのひとつである金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

リスクテイクを行うにあたっては、リスクの許容量を踏まえた上で、中長期的に安定した収支を確保するために、ALM管理手法を高度化してコア的な有価証券ポートフォリオを構築し、許容リスク内で収益の安定化・最大化を図っています。

また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行に当たっては投資方針等の決定（企画）、取引の執行およびモニタリングを、それぞれ分離・独立して

行っています。具体的には、企画はALM委員会、執行は各フロントセクション、モニタリングはモニタリング部署が担当し、市場リスクに関する情報について毎月役員報告するとともに、四半期ごとに理事会にも報告する態勢をとっています。

(2) 当会が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量については、分散共分散法によるVaR（※）にて算出しています。当会の負債の大宗は会員JAからの貯金であり、能動的なコントロールが困難であることから、保守的な観点から資産・負債のネットティングはせず、金融資産のみで管理しています。なお、リスク算出の頻度は月次とし、貸出金の期限前返済は無いものとして、金利リスク量を算定しています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）とは、ある金融資産を一定期間保有すると仮定した場合に、一定の確率で被る可能性のある最大損失額を過去のデータに基づき統計的に求めたものです。当会の金利リスクの算定においては、保有期間1年、確率1%とし、過去1年の金利変動データを基に算出しています。

(1) 金利リスクに関して当会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

（単位：百万円）

	平成24年度	平成25年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	21,832	40,580

自己資本の充実の状況等 (連結)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数並びに連結子会社の名称および主要な業務内容

○ 連結子会社数 1社

名称	主要な業務内容
北海道信連サービス株式会社	建物施設等の管理および その他業務

2. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。平成25年度末における自己資本比率は、内部留保に努め、また会員からの資本調達もあり18.16%となりました。

なお、自己資本比率の算出に当たっては、単体に準じた内容としています。

(2) 自己資本調達手段の概要

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資のほか後配出資金、永久劣後特約付借入金により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	472億円(前年度459億円)

後配出資金

項目	内容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	486億円(前年度486億円)

永久劣後特約付借入金

項目	内容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	258億円(前年度258億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり(※1)

※1 劣後事由(破産の場合または民事再生の場合)が発生・継続している場合を除き、かつ、監督当局の事前承認が得られた場合に、1か月前までに通知することにより、借入日より10年が経過した直後の利息支払期日およびそれ以降の利息支払期日に、いつでもその全部または一部を償還時までの経過利息とともに償還することが可能

(3) 当連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当連結グループは、規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的な自己資本比率充実度の評価方法については、単体に準じた内容としています。

(1) 自己資本の構成

25年度

(単位：百万円)

項 目	平成25年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	109,370	
うち、出資金および資本準備金の額	95,879	
うち、再評価積立金の額	-	
うち、利益剰余金の額	15,255	
うち、外部流出予定額 (△)	1,764	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	
うち、退職給付に係るものの額	-	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,597	
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	5,597	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	25,800	
うち、回転出資金の額	-	
うち、負債性資本調達手段の額	25,800	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,806	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	143,574	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。) の額の合計額	-	190
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	-	190
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-	
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	143,574	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	767,407	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 197,961	
うち、無形固定資産 (のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く)	190	
うち、繰延税金資産	-	
うち、退職給付に係る資産	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 204,389	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	6,237	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	23,145	
信用リスク・アセット調整額	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	790,552	
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	18.16%	

自己資本の充実の状況等 (連結)

24年度

(単位：百万円)

項 目	平成24年度
出 資 金	94,599
うち 後 配 出 資 金	48,650
回 転 出 資 金	-
資 本 剰 余 金	-
利 益 剰 余 金	5,388
処 分 未 済 持 分	-
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	-
新 株 予 約 権	-
連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分	-
営 業 権 相 当 額	-
連 結 調 整 勘 定 相 当 額	-
の れ ん 相 当 額	-
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-
基 本 的 項 目 計 (A)	99,987
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,806
一 般 貸 倒 引 当 金	171
相 互 援 助 積 立 金	5,589
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	25,800
負 債 性 資 本 調 達 手 段	25,800
期 限 付 劣 後 債 務	-
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	△ 872
補 完 的 項 目 計 (B)	33,495
自 己 資 本 総 額 (A + B) (C)	133,482
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-
負債性資本調達手段およびこれに準ずるもの	-
期限付劣後債務およびこれに準ずるもの	-
連結の範囲に含まれない金融子会社および金融業務を営む子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段	-
非同時決済取引に係る控除額および信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー（ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む。）および信用補完機能を持つ1/0ストリップ（告示第223条を準用する場合を含む。）	476
控 除 項 目 不 算 入 額	-
控 除 項 目 計 (D)	476
自 己 資 本 額 (C - D) (E)	133,005
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	684,628
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	73,746
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	23,777
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	782,152
T i e r 1 比 率 (A/F)	12.78%
自 己 資 本 比 率 (E/F)	17.00%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しており、平成24年度は旧告示（パーゼルII）に基づく連結自己資本比率を記載しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
3. 平成24年度については、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成24年金融庁・農水省告示第13号）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「-」（ハイフン）で記載しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびポートフォリオごとの額

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成24年度			平成25年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府および中央銀行向け	339,832	—	—	455,885	—	—
我が国の地方公共団体向け	269,251	—	—	262,395	—	—
地方公共団体金融機構向け	9,721	410	16	4,574	416	16
我が国の政府関係機関向け	45,517	3,660	146	48,841	4,374	174
地方三公社向け	22,453	—	—	20,870	0	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	1,846,881	398,991	15,959	1,784,616	350,472	14,018
法人等向け	296,744	213,305	8,532	302,533	220,217	8,808
中小企業等向けおよび個人向け	16,168	12,095	483	16,100	12,017	480
抵当権付住宅ローン	41	14	0	35	12	0
不動産取得等事業向け	902	840	33	820	766	30
三月以上延滞等	569	475	19	55	83	3
信用保証協会等による保証付 出資等	36,061 107,552	3,464 107,552	138 4,302	31,603 20,245	3,107 20,129	124 805
他の金融機関等の対象資本調達手段 特定項目のうち調整項目に算入されないもの				136,259	340,648	13,625
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	299	1	0	389	1	0
証券化 経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの	21,338	6,745	269	13,088	8,845	353
上記以外	17,949	10,816	432	10,336	4,260	170
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	3,031,284	758,374	30,334	—	767,337	30,693
CVAリスク相当額 ÷ 8%					12	0
中央清算機関関連エクスポージャー				76	1	0
信用リスク・アセットの額の合計額	3,031,284	758,374	30,334	3,108,728	767,407	30,696

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
 7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本額	23,777	951	23,145	925

- (注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

c. 連結自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
所要自己資本額	782,152	31,286	790,552	31,622

自己資本の充実の状況等 (連結)

3. 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で与信を行っていないため、
連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社における信用リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容 (P90) をご参照ください。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

a. 地域別

(単位：百万円)

	平成24年度				平成25年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
国内	2,994,581	861,299	658,353	-	3,083,079	872,497	674,637	-
国外	15,364	-	15,364	-	12,560	-	12,560	-
合計	3,009,946	861,299	673,718	-	3,095,640	872,497	687,198	-

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

b. 業種別

(単位：百万円)

	平成24年度				平成25年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高				
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	
法人	農業	7,749	7,749	-	-	7,294	7,294	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	44,628	44,095	-	-	41,205	37,398	2,655	-
	鉱業	-	-	-	-	348	348	-	-
	建設・不動産業	35,986	35,870	-	-	34,438	34,322	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	27,130	17,505	8,547	-	29,028	19,008	8,832	-
	運輸・通信業	23,725	3,752	19,972	-	19,062	2,992	16,069	-
	金融・保険業	1,845,183	352,845	143,033	-	1,934,509	373,056	54,285	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	270,633	270,508	-	-	265,399	263,554	1,121	-
	日本国政府・地方公共団体	606,003	110,380	495,623	-	717,233	116,550	600,682	-
	上記以外	6,542	1	6,541	-	3,560	-	3,551	-
個人	18,589	18,589	-	-	17,971	17,971	-	-	
その他	123,773	-	-	-	25,587	-	-	-	
合計	3,009,946	861,299	673,718	-	3,095,640	872,497	687,198	-	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうちの個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

c. 残存期間別

(単位：百万円)

	平成24年度				平成25年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	
1年以下	1,842,625	417,252	76,537	-	1,849,846	415,662	19,709	-
1年超3年以下	194,603	86,604	107,599	-	144,342	73,919	70,423	-
3年超5年以下	220,863	93,147	127,715	-	229,445	120,643	108,802	-
5年超7年以下	153,416	75,859	77,556	-	178,348	70,547	107,800	-
7年超10年以下	243,398	96,208	147,144	-	381,186	140,519	240,667	-
10年超	187,277	50,112	137,165	-	190,678	50,884	139,794	-
期限の定めのないもの	167,761	42,113	-	-	121,790	320	-	-
合計	3,009,946	861,299	673,718	-	3,095,640	872,497	687,198	-

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

a. 地域別

(単位：百万円)

		平成24年度	平成25年度
国	内	569	55
国	外	-	-
合	計	569	55

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

自己資本の充実の状況等 (連結)

b. 業種別

(単位：百万円)

		平成24年度	平成25年度
法人	農 業	—	—
	林 業	—	—
	水 産 業	—	—
	製 造 業	—	—
	鉱 業	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	318	55
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	250	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	—	—
	上 記 以 外	—	—
	個 人	—	—
合 計	569	55	

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

(3) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a. 種類別

(単位：百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	291	171	—	291	171	171	7	—	171	7
個別貸倒引当金	1,347	935	235	1,103	943	943	382	15	927	358

b. 地域別

(単位：百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
国 内	1,347	935	235	1,103	943	943	382	15	927	358
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,347	935	235	1,103	943	943	382	15	927	358

(注) 一般貸倒引当金については地域別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

c. 業種別

(単位：百万円)

		平成24年度					平成25年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
法人	農 業	16	0	-	16	0	0	5	-	0	5
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	205	193	-	205	193	193	-	-	193	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	325	226	71	254	226	226	179	-	226	179
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	366	262	63	303	262	262	166	-	262	158
	卸売・小売・飲食・サービス業	418	242	96	314	250	250	17	8	242	9
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	15	10	5	9	10	10	13	7	2	5	
合 計	1,347	935	235	1,103	943	943	382	15	927	358	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(4) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

		平成24年度	平成25年度
		法人	農 業
	林 業	-	-
	水 産 業	-	-
	製 造 業	-	-
	鉱 業	-	-
	建設・不動産業	6	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
	運輸・通信業	-	-
	金融・保険業	-	7
	卸売・小売・飲食・サービス業	6	-
	上記以外	-	-
個人		0	0
合 計		13	7

自己資本の充実の状況等 (連結)

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
0%	-	698,723	698,723	-	788,150	788,150
2%	-	-	-	-	73	73
4%	-	-	-	-	2	2
10%	-	75,232	75,232	-	78,504	78,504
20%	18,164	1,765,123	1,783,288	8,775	1,755,193	1,763,969
35%	-	41	41	-	35	35
50%	120,576	250	120,827	137,975	-	137,975
75%	-	16,138	16,138	-	16,039	16,039
100%	29,185	286,266	315,452	34,646	282,614	317,260
150%	-	242	242	-	55	55
200%	-	-	-	-	-	-
250%	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-
合 計	167,927	2,842,018	3,009,946	181,397	2,920,670	3,102,067

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク います。具体的内容は単体の開示内容（P94）をご参照ください。管理の方針および手続等については、親会社に準じて管理して います。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	5,675	-	-	504	-
我が国の政府関係機関向け	-	8,913	-	-	5,241	-
地方三公社向け	-	22,453	-	-	20,870	-
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	9	-	-	57	-	-
法人等向け	629	6,070	-	300	4,525	-
中小企業等向けおよび個人向け	-	-	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	639	43,113	-	357	31,141	-

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引のことをいいます。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で派生商品取引を行っていないこと、また、長期決済機能取引については、親会社でも取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示事項（P95）をご参照ください。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の状況

	平成24年度	平成25年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

平成24年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	16	50	-	-	-	50
(2) 金利関連取引	-	45	-	-	-	45
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	447	-	-	-	447
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	16	542	-	-	-	542
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (▲)		-				-
合 計	16	542	-	-	-	542

平成25年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	2	42	-	-	-	42
(2) 金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	31	-	-	-	31
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	2	74	-	-	-	74
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (▲)		-				-
合 計	2	74	-	-	-	74

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

自己資本の充実の状況等 (連結)

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で証券化エクスポージャー におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の
を取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引にか 開示内容 (P97) をご参照ください。
かるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社

(1) 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません

(2) 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		平成24年度		平成25年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	500	—	1,762	—
	住宅ローン	1,858	—	1,408	—
	自動車ローン	7,608	—	7,654	—
	その他	11,848	—	2,263	—
	合計	21,815	—	13,088	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

《平成24年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	リスク・ウェイト 20%	17,819	142	リスク・ウェイト 20%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	3,045	60	リスク・ウェイト 50%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	474	66	リスク・ウェイト 350%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	476	476	自己資本控除	—	—
	合計	21,815	746	合計	—	—
オフ・バランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	リスク・ウェイト 20%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—	リスク・ウェイト 50%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—	リスク・ウェイト 350%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	—	—	自己資本控除	—	—
	合計	—	—	合計	—	—

《平成25年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	リスク・ウェイト 20%	11,852	94	リスク・ウェイト 20%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	416	8	リスク・ウェイト 50%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	441	61	リスク・ウェイト 350%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	377	188	リスク・ウェイト 1250%	—	—
	合計	13,088	353	合計	—	—
オフ・バランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	リスク・ウェイト 20%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—	リスク・ウェイト 50%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—	リスク・ウェイト 350%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	—	—	リスク・ウェイト 1250%	—	—
	合計	—	—	合計	—	—

- (注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。
2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第7項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、および自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。
3. リスク・ウェイト1250%（平成24年度については、自己資本控除）には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

自己資本の充実の状況等 (連結)

c. 自己資本比率告示第223条の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
クレジットカード与信	-	-
住宅ローン	-	-
自動車ローン	-	-
その他	476	377
合計	476	377

- (注) 1. 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものおよび信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの他、複数の資産を裏付とする資産のうち個々の資産の把握が困難な資産で、格付がBB-未満又は無格付である証券化エクスポージャーが含まれている可能性のある資産を記載しています。
 なお、「信用補完機能をもつI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたもののことです。
 2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。
 3. 平成24年度については、自己資本控除とした額を記載しています。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません

e. 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、親会社に準じた内容としています。親会社におけるオペレーショナル・リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P99）をご参照ください。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が親会社以外の出資その他これに類するエクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーにかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P99）をご参照ください。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	3,041	3,041	3,662	3,662
非上場	93,289	93,289	93,406	93,406
合計	96,331	96,331	97,069	97,069

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成24年度			平成25年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分を其他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成24年度		平成25年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,221	123	1,490	217

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成24年度		平成25年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

9. 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクにかかるリスク管理の方針および手続等は定めています。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的な内容は単体の開示内容 (P101) をご参照ください。

(1) 金利リスクに関して当連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	21,832	40,580

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続を経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	130	21

(注1) 対象役員は、経営管理委員11名、理事5名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

①役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成:当会の会員JA組合長の中から選出された委員12人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員および当会の主要な連結子法人等（注2）の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注3）以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした（注4）。

（注1）対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2）「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

（注3）「同等額」は、平成25年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注4）平成25年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

3. その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

索引

このディスクロージャー誌は農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに掲載しております。

◆開示基準項目（単体） （施行規則第204条）

1. 業務の運営の組織	40
2. 理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名	40
3. 事務所の名称および所在地	41
4. 主要な業務の内容	34～37
5. 直近の事業年度における事業の概況	8～9
6. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	
(1) 経常収益	74
(2) 経常利益又は経常損失	74
(3) 当期剰余金又は当期損失金	74
(4) 出資金および出資口数	74
(5) 純資産額	74
(6) 総資産額	74
(7) 貯金等残高	74
(8) 貸出金残高	74
(9) 有価証券残高	74
(10) 単体自己資本比率	74
(11) 剰余金の配当の金額	74
(12) 職員数	74
7. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	74～75
(2) 貯金に関する指標	76
(3) 貸出金等に関する指標	76～78
(4) 有価証券に関する指標	75・80
8. リスク管理の体制	14～15
9. 法令遵守の体制	16～17
10. 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況	27
11. 直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	44～57
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
(ア) 破綻先債権に該当する貸出金	79
(イ) 延滞債権に該当する貸出金	79
(ウ) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	79
(エ) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	79
(3) 自己資本の充実の状況等	10・86～101
12. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価および評価損益	
(1) 有価証券	81
(2) 金銭の信託	81
(3) テリバティブ取引等	81
13. 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	80
14. 貸出金償却の額	80

◆開示基準項目（連結） （施行規則第205条）

1. 信連およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成	82
2. 信連の子会社等に関する事項	
(1) 名称	82
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	82
(3) 資本金又は出資金	82
(4) 事業の内容	82
(5) 設立年月日	82
(6) 信連が有する子会社等の議決権の総出資者の議決権に占める割合	82
(7) 信連の一の子会社等以外の子会社等有する当該一の子会社等の議決権の総出資者の議決権に占める割合	82
3. 直近の事業年度における事業の概況	82
4. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	
(1) 経常収益	83
(2) 経常利益又は経常損失	83
(3) 当期利益又は当期損失	83
(4) 純資産額	83
(5) 総資産額	83
(6) 連結自己資本比率	83
5. 信連およびその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金計算書	58～72
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
(ア) 破綻先債権に該当する貸出金	83
(イ) 延滞債権に該当する貸出金	83
(ウ) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	83
(エ) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	83
6. 自己資本の充実の状況等	102～115

◆その他重要な事項 （施行規則第207条）

1. 役員等の報酬体系	116
-------------	-----

JAバンク相談所

- JAバンクではお客さまに満足いただけますよう日頃より心掛けておりますが、JAバンクグループの信用事業に関してご不満を感じた場合には、苦情等を受け付ける公正・中立な第三者機関として、「北海道JAバンク相談所」を設置しておりますので、お気軽にご利用ください。お客さまから相談所に連絡があった場合には、公正な立場で迅速な解決を図ることとしております。

JAバンクグループの第三者機関「北海道JAバンク相談所」
札幌市中央区北4条西1丁目1番地 JA北海道中央会内 TEL 011-232-5031

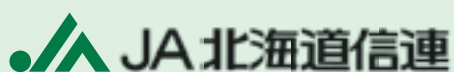
- また、当会の信用事業に関する取引についてご不満を感じた場合には、下記窓口でも苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。JAバンクはより一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客さまの声を誠実に受け止めます。

「JAバンク苦情受付窓口 北海道信連窓口（業務部）」
TEL 011-232-6803

ホームページもぜひご覧ください。



ホームページには、『北海道信連の現況(ディスクロージャー)』等を掲載しております。たくさんのアクセスをお待ちしております。



発行 平成26年7月

北海道信用農業協同組合連合会 総務部・総合企画部

〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 TEL 011-232-6010(代表)

ホームページ <http://www5.mediagalaxy.co.jp/jabank-hokkaido/shinren/>



この冊子は、環境に配慮した植物油インキ（ベジタブルオイルインキ）を使用しています。